

政府調達手続に関する運用指針等について

平成 26 年 3 月 31 日
関係省庁申合せ
令和元年 12 月 23 日
一部改正
令和 2 年 12 月 25 日
一部改正
令和 5 年 3 月 31 日
一部改正
令和 7 年 1 月 28 日
一部改正

1. 2012 年 3 月 30 日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書（以下「改正議定書」という。）により 1994 年 4 月 15 日マラケシュで作成された政府調達に関する協定が改正されるのに伴い、下表のとおり、別紙 1 から別紙 6 までを定める。

別紙 1	政府調達手続に関する運用指針
別紙 2	スーパーコンピューター導入手続
別紙 3	非研究開発衛星の調達手続
別紙 4	日本の公共部門のコンピューター製品及びサービスの調達に関する措置
別紙 5	日本の公共部門における電気通信機器及びサービスの調達に関する措置
別紙 6	日本の公共部門における医療技術製品及びサービスの調達に関する措置

2. これに伴い、アクション・プログラム実行推進委員会（昭和 60 年 7 月 30 日政府・与党対外経済対策推進本部決定）及びアクション・プログラム実行推進委員会（平成 5 年 8 月 13 日閣議決定。平成 24 年 12 月 7 日廃止）（以下これらを「委員会」という。）が決定した以下の事項については、効力を失うものとする。

- ・スーパーコンピューター導入手続（改正）（平成 2 年 4 月 19 日委員会決定〔最終改正 平成 17 年 4 月 25 日委員会決定〕）
- ・非研究開発衛星の調達手続（平成 2 年 6 月 14 日委員会決定）
- ・政府調達に関する申合せ（平成 3 年 11 月 19 日委員会決定）
- ・日本の公共部門のコンピューター製品及びサービスの調達に関する措置（平成 4 年 1 月 20 日委員会決定）
- ・政府調達に関するアクション・プログラム（平成 6 年 2 月 3 日委員会決定）
- ・物品に係る政府調達手続について（運用指針）（平成 6 年 3 月 28 日委員会決定）
- ・日本の公共部門における電気通信機器及びサービスの調達に関する措置（平成 6 年 3 月 28 日委員会決定）
- ・日本の公共部門における医療技術製品及びサービスの調達に関する措置（平成 6 年 3 月 28 日委員会決定）

- ・「日本の公共部門における電気通信機器及びサービスの調達に関する措置」に関する運用指針（平成6年10月7日委員会決定）
- ・「日本の公共部門における医療技術製品及びサービスの調達に関する措置」に関する運用指針（平成6年10月7日委員会決定）
- ・日本の公共部門のコンピューター製品及びサービスの調達への総合評価落札方式の導入（平成7年3月27日委員会決定）
- ・政府調達（サービス分野）に関する申合せ（平成7年12月11日委員会決定）

附 則

本申合せは、改正議定書が我が国について効力を生ずる日から実施する。ただし、上記1.の申合せは、その実施の日前において行われた公告（公示）その他の契約の申込みの誘引に係る契約で同日以後に締結されるものに関する事務については、適用しない。令和2年12月25日の一部改正については、改正議定書がスイスについて効力を生ずる日から実施する。令和5年3月31日の一部改正については、同年4月1日から実施する。令和7年1月28日の一部改正については、同年1月29日から実施する。

政府調達手続に関する運用指針

我が国の政府調達については、2012年3月30日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定（以下「改正協定」という。）その他の国際約束に基づき透明性、公正性及び競争性の確保が図られてきているところであるが、供給者の利便及び競争力のある内外の供給者による市場参入機会の確保に資するとともに透明性、公正性及び競争性の高い調達手続とするため、改正協定その他の国際約束の対象となる調達及びこれに準ずる手続をとる調達について、以下の運用指針に則り、所要の措置の実施を申し合わせる。

1. 適用範囲

- (1) 本運用指針は、改正協定の附属書 I 日本国の付表 1 及び付表 3 に掲げる機関（以下「調達機関」という。）の締結する調達契約であって、10万SDR以上の改正協定の対象となる調達契約（改正協定の適用を受ける建設サービス及び建築のためのサービス、エンジニアリング・サービスその他の技術的サービスを除く。）を適用対象とする。
- (2) 個別分野において特別の手続・措置が定められている場合には、本運用指針の措置にかかわらず、それぞれの定められた手続・措置が適用される。なお、当該特別の手続・措置と抵触しない限りにおいては、本運用指針中の措置を実施することとし、その範囲については別紙のとおり。
- (3) 調達機関は、10万SDR未満の調達についても、透明性・公正性及び競争性を確保するよう努めるとともに、随意契約の縮減を図る。このため、調達に関する情報の提供、相談の受付等の事務を円滑に処理する体制を整備し、照会等に対し迅速かつ的確に対応することにより、内外の供給者等の利便を図る。

2. 市場調査の基本的考え方

- (1) 調達を円滑に実施するため、調達機関は、予定される調達に係る仕様の策定及び市場調査に関する情報収集につき市場調査を行う場合には、公正性かつ無差別性を確保した上で供給者に対し情報提供を要請する。
- (2) また、調達機関は、公正性かつ無差別性が確保されている場合を除き、仕様の策定に直接関与した供給者を入札手続に参加させてはならない。

3. 調達機関における調達前調査のための資料提供及び意見招請

調達機関は、供給者からの資料等の提出を求めなければ適切な仕様等を決定することが困難な案件（80万SDR以上の調達額と見込まれるものに限る。）については、急を要する場合及び改正協定に規定する限定入札（随意契約）に該当する場合を除き、年度開始又は年度開始前の可能な限り早い時期に、次の措置をとるものとする。

- (1) 調達機関は、予定される調達案件に係る基本的な要求要件に関する資料その他必要な情報の提供招請につき官報に公示を行うとともに、供給者の要請に応じ、その写しを提供する。
- (2) 官報による公示には、以下の事項を明らかにする。

イ. 調達機関名及び連絡先

- ロ．調達概要（名称、数量及び調達に必要とされる基本的な要求要件）
 - ハ．資料等の提供期限
 - ニ．説明会を開催する場合にはその旨注記
- (3) 上記ハの提供期限は、急を要する場合を除き、資料等の提供招請の公示の翌日から起算して少なくとも30日以降の日とする。

4. 調達を円滑に行うための調達前の意見招請

調達を円滑に行うため、調達機関は、80万SDR以上の調達額と見込まれる調達案件については、原材料・燃料又はこれに類するものに係る調達案件、単価500SDR以下の既製品を大量購入する場合、行政サービスの継続性の観点から既存の仕様を繰り返し採用することが必要な場合、改正協定に規定する限定入札（随意契約）に該当する場合、不落となり、再度、同一内容の入札を行う場合及び技術的対話を経た一般競争入札に該当する場合を除き、関心のある供給者が当該調達機関が作成した仕様書の案につき意見の提出を行うことができるよう、次の措置をとるものとする。なお、行政サービスの継続性の観点から既存の仕様を繰り返し採用することが必要な場合には、各省庁は、繰り返し採用する必要性についての具体的理由を含め、年度当初のセミナーにおいて当該調達の概要について説明する。

- ① 調達機関は、入札公告（公示）の予定日の少なくとも30日前に、官報に仕様書の案の作成が完了した旨を公示する。当該公示を補完する上で必要な場合には、上記3.の資料招請手続において資料等を提供した供給者に招請状を送付し意見を求めるものとする。ただし、当該公示は、急を要する場合においては、その旨を明らかにして、供給者の対応が可能と認められる範囲内で、入札公告（公示）の予定日までの期間を30日より短縮して行うことができる。
- ② 上記①に規定する仕様書の案の作成が完了した旨の公示（③及び④において「意見招請の公示」という。）においては、以下の事項を明らかにする。
 - イ．調達機関名及び連絡先
 - ロ．調達の内容（名称、数量）
 - ハ．仕様書案の入手先
 - ニ．意見の提出期限
 - ホ．説明会を開催する場合にはその旨の注記
- ③ 上記②のニの意見の提出期限は、急を要する場合を除き、意見招請の公示の翌日から起算して少なくとも20日以後の日とする。
- ④ 調達機関は、意見招請の公示において明らかにした仕様書の案が関心のある供給者からの意見の提出により改善が必要であると認め、仕様書の案を変更する場合には、当該公示又は招請状に基づき応募した全ての供給者に当該変更の内容を通知する。
- ⑤ 上記の規定にかかわらず、上記①ただし書に規定する期間短縮を図っても対応できない緊急の事情がある場合には、上記①～④の意見招請手続を省略することができる。ただし、その場合には、入札公告（公示）においてその旨を明記する。
- ⑥ 上記①～④の意見招請手続は、競争に参加しようとする全ての供給者の入札公告（公示）後における仕様書に対する照会を妨げるものではない。

- ⑦ 調達機関は、上記①～④の意見招請手続をとる場合には、必要に応じ、入札前説明会を開催する。

5. 供給者の利便に資するための調達年度の当初における情報の提供

- (1) 各省庁等（改正協定の附属書 I 日本国の付表 1 及び付表 3 に掲げる機関、以下同じ。）は、80 万 S D R 以上の調達額と見込まれる調達計画について、年度の可能な限り早い時期に、官報に以下の事項を公示する。ただし、本項の公示以前に入札公告又は前項の意見招請を行っている場合は、本項の情報提供の手続は省略できる。

イ. 調達機関名及びその住所

ロ. 調達の内容（名称、数量等）

ハ. 入札公告（公示）の予定時期

- (2) 外務省は、会計年度の当初又は年度の可能な限り早い時期において、または各省庁（当該省庁の監督の下にある政府関係の法人を含む。）は、更に詳細な情報を供給者に提供する機会を設ける必要がある場合において、関心のある内外の供給者を対象として政府調達に関するセミナーを開催し、以下の内容を説明する。この場合において、当該セミナーの開催者は、内外無差別の原則に沿って、セミナーにおける説明の内容を閲覧の方法により公表する。

イ. 上記(1)の公示に係る調達案件

ロ. 多くの供給者が関心を有すると想定される調達関連情報（予算上の留保等を付した上で可能な限り次年度以降の政府調達の見通しを含む。）

ハ. 資格審査手続の概要その他競争参加に必要な資格等

6. 供給者の利便に資するための調達情報の提供

- (1) 調達機関は、外国供給者等の参入機会に関する情報提供及び広報の強化に努めるとともに、外国供給者等から競争参加資格手続、入札手続等契約手続に関する照会等又は調達に関する諸情報の提供依頼等を受けた場合には迅速かつ的確に対応するよう十分配慮する。
- (2) 日本貿易振興機構は、官報に掲載される政府調達情報をデータ・ベース化し、在日外資系企業をはじめ政府調達に関心を有する内外の企業に幅広く提供する。
- (3) 政府調達に関心を有する供給者の利便に資するため、外務省と調達機関は協力して、調達機関の名称、連絡先、担当者名等供給者がより容易に調達機関に照会等ができることに資する情報を一元的に取りまとめ、官報による公表を含めその情報を政府調達に関心を有する内外の供給者に幅広く提供するよう努める。また、日本貿易振興機構等は、政府調達情報のデータ・ベース化と合わせて、上記の情報を原則翌営業日中にウェブサイトに掲載し、正確にかつ幅広く内外の供給者に提供する。
- (4) 各省庁等は、各関係の調達機関の所定の窓口において、調達案件の照会先を明らかにして会計年度の当初において明らかとなっている 10 万 S D R 以上の価額と見込まれる調達案件を閲覧により公表する。
- (5) 日本貿易振興機構は、各省庁等から提供される調達情報につき、関心のある供給者から情報の提供を求められたときは、その情報に係る調達計画が変更となることが十分にあり得ることを明らかにし、かつその変更等に対して供給者が苦情を申し立てることがないことを条

件として、内外無差別の原則に沿って当該情報を提供する。

- (6) 各省庁等は、関心のある供給者からの照会があった場合には、その照会に応ずるものとする。

7. 調達を円滑に行うための内外供給者情報の収集

各省庁等は、調達予定の物品に係る内外供給者情報の収集に努める。

特に、外国の供給者に係る情報については、日本貿易振興機構は、各省庁等の調達部局から照会がある場合には、外国の供給者から収集した関連情報の提供に努める。

8. 随意契約締結前の情報の公表

調達機関は、10万SDR以上の調達額と見込まれる調達案件を随意契約により調達しようとするときは、競争に付しても入札がない又は再度の入札をしても落札者がいない場合、極めて緊急を要する場合、公募（入札参加者を募る行為又はデジタルマーケットプレイスカタログサイト登録事業者を募る行為）を経た場合及び当初の入札に際して一定の条件が満たされれば契約を更新することがある旨を全ての供給者に明らかにしている場合を除き、適切な随意契約であることを明らかにするため、以下の措置をとる。

- (1) 調達機関は、契約の予定日の少なくとも20日前に官報に随意契約による旨を公示する。
(2) 随意契約による旨の公示においては、以下の事項を明らかにする。

イ. 調達の内容（名称、数量等）

ロ. 随意契約の予定日

ハ. 随意契約によることとする改正協定の規定上の理由

ニ. 予定される随意契約の相手方と協議が開始されている場合には、当該協議を開始している者の名称

9. 調達手続の厳正な運用

- (1) 調達機関は、調達に当たっては、改正協定その他の国際約束の規定及び会計に関する法令又はこれに準拠した規則に従い、厳正に運用するものとする。特に、内外無差別の原則の下、一般競争契約を原則としている現行制度の趣旨に則して、指名競争契約及び随意契約を縮減する。
(2) 物品の性質等により参加資格を制限しようとする場合であっても、一定の客観的な入札参加資格基準を定め、それに合致するものは誰でも競争入札に参加できる一般競争契約を用いることを原則とする。

また、指名競争契約によらざるをえない場合にあっても、指名が特定者に偏することを避けるよう指名競争契約の適正な運用に努める。

- (3) さらに、調達機関は、昭和55年の「政府調達に関する協定」の受諾及び昭和62年の同協定の改正に際しての大蔵大臣等の通達における以下の点につき、一層留意の上、適切に運用するものとする。

- 国の物品等の調達手続の特例を定める政令の施行について（昭和 5 5. 1 1. 2 7 蔵計 3 0 9 6 大蔵大臣から各省各庁の長あて）
 - 1 一般競争又は指名競争に付する場合はもとより随意契約による場合においても、内外無差別の原則に沿って、契約の相手方の適正な選定を行うこと。
 - 2 資格審査に係る事務をできる限り一元的に行う等、一般競争又は指名競争に参加しようとする者の利便について配慮すること。
 - 3 協定において、商標等を特定して一般競争又は指名競争に付することを禁止しており、また、随意契約にすることができる場合が制限されていることにかんがみ、必要に応じて技術審査を伴う入札手続を採用する等、入札手続の適切な運用に努めること。
 - 4 協定が随意契約にすることができる場合の要件について厳格に規定している趣旨にかんがみ、随意契約によることの可否については、特に慎重に判断すること。

- 国の物品等の調達手続の特例を定める政令の一部を改正する政令等の施行について（昭和 6 2. 1 2. 2 5 蔵計 3 0 1 5 大蔵省主計局長から各省各庁会計課長あて）
 - 1 一般競争に付する場合はもとより指名競争に付する場合又は随意契約による場合においても、契約の相手方の適正な選定を行い、いやすくも特定の供給者が有利となるような方法によって市場調査を行い、又は調達に関する情報の提供を行ってはならないこと。
 - 2 競争参加者の資格審査に係る基準及び格付を統一化するとともに、当該審査に当たっては、国内供給者と外国供給者とを同等に取り扱うほか、当該供給者の取扱産品の原産地によっても差別を設けることなく同等に取り扱うこと。

- (4) また、調達機関は、最低価格落札方式では十分に対応できない調達案件については、可能な範囲内で積極的に総合評価落札方式をとることとするが、透明性及び公正性を欠くことがないよう、また、国民の税負担を財源とする予算の効率的使用を損なうことがないよう、十分に留意して、運用するものとする。

なお、総合評価方式が採用される調達案件については、調達案件の価額に関わらず前記 3. に規定される資料提供招請、及び 4. に規定される意見提供招請の手続を採用することが勧奨される。

- (5) 調達機関が、環境に関するラベルのために定める環境を害しない技術仕様又は日本国において効力を有する関係法令に定める環境を害しない技術仕様を適用する場合には、これらの技術仕様に関し、次のことを確保する。
 - イ 契約の対象である物品又はサービスの特性を定めるために適当なものであること
 - ロ 客観的に検証可能かつ無差別な基準に基づくものであること
 - ハ 関心を有する全ての供給者が閲覧することができるものであること

- (6) 落札後の契約修正について、契約価格を 1 0 万 S D R 又はそれ以上引き上げる契約範囲の修正は、新たな調達として、本運用指針中の措置に定める手続を適用する。ただし、大幅な仕様の変更がなく、期間の延長等を行う場合を除くものとする。

10. 供給者の利便に資するための運用上の配慮

- (1) 調達機関は、入札公告（公示）において、改正協定の規定により求められる事項のほか、当該入札に関する「問い合わせ先」を追加して掲載するとともに、「競争参加資格」、「納入場所」及び「納入期限」についても英語による概要の記載の中に追加して掲載する。
- (2) 調達機関は、入札公告（公示）の日から入札書が受領される日までの期間について、改正協定の規定による40日以上を特別の事情（改正協定の規定に基づき入札公告（公示）期間を短縮する場合を含む。）がない限り50日以上とする。

11. 調達手続の簡素・合理・効率化

調達手続の簡素・合理・効率化の観点から当面、以下の措置の実施を図る。

- (1) 政府調達に関心を有する供給者に調達情報をより便利な形で提供し、新規供給者等の入札機会を拡大するため、統一化された様式により、政府調達関係の官報公告を取りまとめた官報を発行する。
- (2) 申請者の負担軽減及び審査事務の合理化を推進するため、単一資格審査制の実施を徹底する。資格審査申請書類については、簡素・統一化する。また、省庁間で統一化された資格審査基準により資格審査を行う。供給者登録制度に基づき登録を申請した関心のある供給者に対し、調達機関は合理的な期間内に、登録が許可されたかどうかを通知すべきである。

12. 調達の透明化等に資する情報の公開

改正協定等に規定する情報の公開によるほか、一層の透明化等に資するため、以下によりさらに積極的に情報を公開する。

- (1) 調達機関は、指名競争入札を行った場合には、官報に掲載する当該入札の落札情報の中に指名した供給者名を公示する。
- (2) 調達機関は、関心のある供給者が競争参加の有資格者の名称及び住所が記載された名簿を閲覧できるよう整備し、官報にその閲覧の照会先を公示する。
- (3) 外務省は、官報にWTO政府調達委員会へ報告する統計を公示する。

13. 苦情処理の推進

本運用指針に基づく個々の政府調達の執行手続に関し、公正性、透明性及び競争性が確保されるよう、調達に利害関係のない、公正かつ独立した審査体制による苦情処理を推進する。

14. 本運用指針の実効性の確保

- (1) 独占禁止法の規定に整合的な入札ないしは提案に基づいて調達をすることが政府の政策であることに鑑み、調達機関は、反競争慣行に対処する適切な措置を講ずる。
イ 調達機関は、公正取引委員会が事業者及び事業者団体による入札談合行為等の防止の徹底を図るために策定した「公共的な入札に係る事業者及び事業者団体の活動に関する独占禁止法上の指針」を踏まえつつ、入札において独占禁止法に違反する行為が行われることのないよう、公正取引委員会との緊密な連絡を図るとともに、反競争的な行為に対しては、関係法令に則り厳正に対処することとする。

ロ 調達機関が、その調達(調達仕様書の作成を含む。)に関連し、独占禁止法に違反する可能性のある行為の存在を示すような情報を得た場合は、当該機関は、公正取引委員会が適切と判断する措置を発動することができるよう、かかる情報を適時に同委員会に対し提供する。

ハ 前記目的のために調達機関は、公正取引委員会に対し、独占禁止法違反の可能性のある行為に関する情報の発見及び交換の手続を容易にするための連絡担当者名を提供する。

(2) 総務省は、政府調達手続の透明性、公正性を確保するため、行政評価・監視の効果的实施に努める。

15. 指導・協力要請

各省庁等は、広く政府関係機関一般に対し、協定、改正協定その他の国際約束及び本運用指針に基づき、内外無差別かつ透明な手続に向けて調達手続の一層の改善に努めるよう指導を行うとともに、その実施状況の把握を行う。

また、地方公共団体に対しても、協定、改正協定その他の国際約束の対象となる機関、基準額及び調達について、地方の実情及び関係法令の規定を踏まえつつ、本運用指針の趣旨に則った協力要請を行う。

16. 本運用指針のレビュー及びフォローアップ

(1) 本運用指針の着実な実行を確保するため、内閣官房副長官補を中心として本運用指針のフォローアップのための関係者会議を組織し、毎年本運用指針の実施状況及び供給者の活用状況をフォローアップすることとし、そのフォローアップ結果とともに本運用指針の実施状況をレビューする。その際、内外の供給者及びそれを代表する団体から意見・要望を徴取する機会を設ける。

(2) 内閣官房副長官補は、個別調達実績（個別落札情報及び随意契約情報）を取りまとめ、上記関係者会議におけるフォローアップ結果とともに政府調達実績に関する年次報告を公表する。

(別紙) 個別分野において特別の手続・措置が定められているものについて、本運用指針の措置を実施する範囲

	スパコン	衛星	コンピューター
3. 調達機関における市場調査のための資料提供招請	-	-	本運用指針を適用
4. 調達を円滑に行うための調達前の意見招請	-	-	-
5. (1) 年度当初の官報公示	本運用指針を適用	本運用指針を適用	-
5. (2) 年度当初のセミナー開催	本運用指針を適用	本運用指針を適用	本運用指針を適用
6. 供給者の利便に資するための調達年度の当初における情報の提供	本運用指針を適用	本運用指針を適用	本運用指針を適用
7. 調達を円滑に行うための内外供給者情報の収集	本運用指針を適用	本運用指針を適用	本運用指針を適用
8. (1) 随意契約による旨の官報公示	-	-	本運用指針を適用
8. (2) 公示事項	本運用指針を適用	本運用指針を適用	本運用指針を適用
10. 供給者の利便に資するための運用上の配慮	本運用指針を適用	本運用指針を適用	本運用指針を適用
11. 調達手続の簡素・合理・効率化	本運用指針を適用	本運用指針を適用	本運用指針を適用
12. 調達の透明化に資する情報の公開	本運用指針を適用	本運用指針を適用	本運用指針を適用

スーパーコンピューター導入手続

スーパーコンピューターの導入に当たっては、透明、公開かつ無差別な競争的手続を設けるとともに、各機関がその導入目的に最も合致したスーパーコンピューターを導入することを確保することが政府の政策である。以下の手続は、この政策を十分かつ効果的に実施するために定めたものである。ここに定める手続は、スーパーコンピューターの調達をめぐるこれまでの事情を踏まえたものである。競争的手続を行うことにより、国内外のいかなる企業も、各利用者の情報処理の要求に応える機種を提供する際、意図するとせざるとを問わず、優遇され、阻害され又は拒絶されない。私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（以下「独占禁止法」という。）が定める不当廉売禁止に違反する入札に基づいてスーパーコンピューターを調達することは、政府の政策に反する。

なお、本手続の実施にあたっては、2012年3月30日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定（以下「改正協定」という。）の要件との整合性を確保しつつ行う。

I. 適用範囲

1. 本手続は、改正協定の附属書I日本国の付表1及び付表3に掲げる機関（以下「機関」という。）によるスーパーコンピューターの導入（購入及び借入れ）を適用対象とする。
2. 各省庁は、スーパーコンピューターを導入しようとする所管の特殊法人（改正協定の附属書I日本国の付表3に掲げる特殊法人を除く。）に対し、本手続の趣旨に則った導入手続をとるよう指導する。
3. この手続は下記の理論的最高性能を有するスーパーコンピューターの導入に適用されるが、この対象範囲は必要に応じ見直すこととする。

・ 2. 4 P F L O P S 以上（2020年12月23日以降）

・ 2. 8 8 P F L O P S 以上（2021年12月23日以降）

II. 手続

スーパーコンピューター調達に関しては、改正協定及び「政府調達手続に関する運用指針」（平成26年3月31日関係省庁申合せ）（以下「運用指針」という。）の手続に従って調達を行う（ただし、運用指針の手続は、運用指針の別紙において運用指針を適用することとされている範囲についてのみ、適用される）。全ての手続は自由競争の理念に基づき、内国民待遇及び無差別待遇を確保するような方法で実施する。この観点から改正協定の手続を補完し、その原則を的確に実施するため、スーパーコンピューターの導入を今後計画する機関は、下記の手続により導入を行う。

1. 市場調査手続

1.1 資料提供招請

- (1) 機関は、スーパーコンピューターの導入を必要と判断する場合には、不落となり、再度、同一内容の入札を行う場合及び技術的対話を経た一般競争入札に該当する場合を除き、実際に必要とされる最低限の要求要件（機関が利用形態に基づき予想する作業負荷のパラメーターを含む）を策定する。これらのパラメーターは、機関が必要とするスーパーコンピューターの処理性能を実証する受容可能な最低限のベンチマーク・テストの結果を含むが、主及び補助記憶容量のような要件も含み得る。一定時間内における一定水準の処理性能が必要な場合には、その水準を要求要件に含めることはできるが、潜在的な供給可能者の参入を排除する形でこれを要求要件に含めてはならない。
- (2) 機関は、実際に必要とされる最低限の要求要件の策定を確実にを行うため市場調査を行う。機関は可能な限り民間分野において類似の使用形態にあるスーパーコンピューターシステムの取引実例価格に関する情報を収集する。右調査は、透明な形でこれを行い、かつ予定価格の算定及び当該システムの導入に十分な予算の要求の基礎とする。
- (3) 機関は、供給者に対し情報提供を要請するに当たり、一部の供給者を優遇する形で情報の提供又は拒絶を行ってはならない。機関は、下記(4)に定める手続による場合を除いて、供給者となる見込みのある者に対して、スーパーコンピューターの導入計画に関する事前の情報を与えない。機関は、必要とされる最低限の要求要件の策定に直接関与した供給者を入札手続に参加させない。
- (4) 機関は、上記(1)で策定された実際に必要とされる最低限の要求要件に従い、スーパーコンピューターの導入計画及びこれに関する供給者からの一般的な参考資料及び基本的な要求要件に関するコメント（仕様、技術資料等を含む。以下同じ。）の提供招請につき官報による公表（以下「公表」という。）を行うとともに、これを補完するものとして機関が承知する内外の供給者（スーパーコンピューターの供給に関心を表明した者を含む）に対し同様な内容の資料提供招請状（以下「招請状」という。）を送付する。公表に基づき応募する供給者と招請状に基づき応募する供給者は、同等に取り扱う。
- (5) 公表及び招請状の送付は、上記資料及びコメント提供の受付期限の前日から起算して少なくとも40日前までに行う。
- (6) 公表及び招請状には、次の事項を記載する。
 - (イ) スーパーコンピューターの導入計画及び実際に必要とされる最低限の要求要件
 - (ロ) 資料及びコメント提供の受付期限
 - (ハ) 公表又は招請状に基づき応募する供給者から要求があった場合には、導入説明書を送付する旨の注記並びに導入説明書の入手先及び期間
- (ニ) 導入説明会を開催する場合にはその旨の注記

1.2 導入説明書

- (1) 機関は、公表又は招請状に基づき応募する供給者に対して導入説明書を交付する。
- (2) 導入説明書には、少なくとも次の事項を記載する。
 - (イ) 資料の提供先（担当窓口）

- (ロ) 追加情報の照会先
- (ハ) 資料提供の受付期限
- (ニ) 導入を計画しているスーパーコンピューターに関する詳細な要求要件（求められる性能、運用業務内容等）
- (ホ) 機関が想定する代表的な作業負荷を示すベンチマーク・テストに関する資料
- (ヘ) 導入説明会を開催する場合にはその日時及び場所各必須要件の評価及び入札書の技術的要件の評価に関する客観的基準

1.3 導入説明会

機関は、必要に応じ導入説明書に関する説明会を開催する。導入説明書に日時、場所が明記されていない場合には、機関は公表又は招請状に基づき応募した全ての供給者に対して情報を検討するための十分な猶予期間を確保しつつ案内状を送付する。

1.4 照会

- (1) 機関は、公表、招請状及び導入説明書の内容に関して供給者から照会のあった場合には、速やかに応じることとする。
- (2) 機関は、導入説明書に関する修正又は追加の情報がある場合には、当該情報を公表又は招請状に基づき応募する全ての関係供給者に同時に提供するとともに供給者がその情報を検討し、これに対応することができるように、追加資料提供のために十分な猶予期間を設ける。
- (3) 機関は、提供された資料に関し、提供者に対し質問・照会を行うことができるが、一部の供給者を優遇する形で質問・照会を行ってはならない。また、機関は、必要な場合には、提供された資料に関し、性能及び機能に関する確認等を含む調査を行うことができる。
- (4) 機関は、供給者から提供を受けた資料及び情報を当該供給者の同意を得ずに公表し、第三者に開示しない。

1.5 ベンチマーク・テスト

- (1) 定義 この手続においてベンチマーク・テストとは、使用者が指定する代表的な作業負荷（一連のコード）に基づいてスーパーコンピューターの達成性能を計測することをいい、計測に当たっては米国と同様ウォール・クロックの経過時間を用いる。
- (2) ベンチマーク・テストはいずれの調達においても下記に従って行われる。
 - (イ) 機関は、上記Ⅱ 1.1(1)の「資料提供招請」に従い、実際に必要とされる最低限の要求要件に合致するスーパーコンピューターの処理性能を特定する。
 - (ロ) 機関は、上記Ⅱ1.2(ホ)の「導入説明書」の項に従いベンチマーク・テストに必要な書類を全て提供する。
 - (ハ) ベンチマーク・テストの選択に当たっては、下記Ⅱ2.1(2)の「仕様書作成」の項に従い、機関が想定する作業負荷の中で代表的なものを選ぶ。
- (ニ) 下記Ⅱ3.6の「技術審査」の手順に従って行われたベンチマーク・テストの結果は

入札書に加え機関に提出されなくてはならない。

- (ホ) 機関は、提出された試験結果を実証するため入札書提出後にベンチマーク・テストを実施することができる。

2. 仕様書の作成

2.1 仕様書の作成

- (1) 機関は、市場調査段階で策定した実際に必要とされる最低限の要求要件に基づき、仕様書を作成する。当該調達が現有システムを置換するもの又はこれと相互接続するものである場合には、仕様書は供給者が現有システム供給者と有効に競争し得るように作成されなければならない。必要な処理業務を実行する観点から必須でないような機能は要求してはならない。
- (2) 機関が想定する代表的な作業負荷に基づくベンチマーク・テストは、機能的性能がスーパーコンピュータの性能評価の基礎として用いられるよう仕様書において最終的に定められる。機関は、供給者にベンチマーク・テストの準備及び実行に当たり必要とする全ての文書を提供する。機関が求めるシステムにとって必要なオペレーティング・システム及びその他のソフトウェアは、仕様書に明記されなければならない。
- (3) 供給者が機関の実際の要求要件を満たすことに専心できるようにするため、機器仕様よりもシステム全体の性能が重視される。機関が求める機種能力についての目安を示すため、Ⅱ1.1(1)にいう処理性能を仕様書に含めることができる。
- (4) 仕様書には、潜在的な供給者が機関の実際に必要とする最低限の要求要件を理解するために必要な全ての情報が含まれていなくてはならない。機関は、仕様書の作成に直接携わった供給者を入札手続に参加させない。

2.2 仕様書の説明

- (1) 機関は、上記Ⅱ2.1の仕様書を作成したときは、公表又は招請状に基づき応募した全ての供給者に対して、案内状を送付し、当該仕様書に関する説明を行う。また、機関は、互換性を要件として随意契約を行う方針を固めた場合には、改正協定上の根拠を合せて説明する。
- (2) 機関は、現有のハードウェア又はソフトウェアとの相互運用性を要求する場合には、供給者が自ら応ずる場合又は権限に基づく場合を除き独自のオペレーティング・システム、インターフェース又はプロトコルの開示を求めてはならない。

2.3 照会及び提案

機関は、不落となり、再度、同一内容の入札を行う場合及び技術的対話を経た一般競争入札に該当する場合を除き、Ⅱ2.2の説明の後、少なくとも50日以上期間を設けて、機関及び供給者が当該仕様書に関して照会を行い、また供給者が当該仕様書に関する提案の申出及び提案の修正を行う機会を与える。

3. 入札手続

スーパーコンピューターの調達に関しては、調達機関は下記の手続に従う。

3.1 基本手続

改正協定及び運用指針に従って、調達を行う。ただし、運用指針の手続は、運用指針の別紙において運用指針を適用することとされている範囲についてのみ、適用される。

3.2 入札期限及び情報提供

- (1) 調達機関は、競争入札によりスーパーコンピューターを調達する場合には、入札書が受領される期間を少なくとも入札公告後40日以上確保する。
- (2) 調達機関は、互換性を要件として随意契約によりスーパーコンピューターを調達する場合には、公募を経た場合を除き、上記Ⅱ 2.3 の期間経過後、契約締結の少なくとも40日前に当該調達計画を互換性の要件とともに官報により情報提供する。機関は、当該情報提供に基づき供給者より照会がある場合には、速やかに関連情報を提供する。

3.3 仕様書の確定

調達機関は、上記Ⅱ 1.4 及び 2.3 に従い、仕様書に関する照会又は提案が行われ、全ての供給者に対して変更点が通知された後、仕様を確定し、入札に参加を希望する供給者に提供する。

3.4 入札手続

- (1) 入札においては、価格に加え技術的性能、機能的性能の要因をも考慮して、調達機関にとって総合的に最も有利なものが評価される。評価のための基準は下記Ⅱ 3.7 に定めたとおりとする。
- (2) 調達機関はスーパーコンピューター導入のための予定価格を決めるに当たっては、可能な限り、民間分野での類似の使用形態にあるスーパーコンピューターシステムの取引実例価格を基礎とする。
- (3) 一又は複数の入札が予定価格の範囲内で、かつ、調達機関が策定した最低限の機能的性能を満たす場合には、再度入札を行ってはならない。機能的性能の要件は上記Ⅱ 2.1 に従って定められる。予定価格は、適切な予算に基づいて上記Ⅱ 3.4(2)に従って決定される。
- (4) 調達機関は、ただ一人の供給者が入札した場合であって、その入札者が上記Ⅱ 2.1 に従って策定された機能的性能要件を満たし、かつ、上記Ⅱ 3.4(2)に従って決定された予定価格の範囲内で入札する場合には、再度入札は求めない。

3.5 入札説明会

調達機関は、必要に応じて、最終仕様書及び要求要件に関して説明会を開催する。この場合、入札に参加を希望する全ての供給者に対して同一の情報が提供される。

3.6 技術審査

- (1) ベンチマーキング 調達機関は、事前に決定され、かつ、内容が特定された、代表的な作業負荷を用いたベンチマーク・テストを行う。技術評価に当たり調達機関は、仕様書に示されたベンチマーク・テストのみを行う。ベンチマークの選択は、上記Ⅱ 1.1 に従い当該機関が想定する作業負荷に基づいて行う。調達機関は、ベンチマーク・テストを行う場合には、各入札者に対し適切な事前通告を行う。テストで用いられる基準は、上記Ⅱ 2 で特定されたものに限られる。調達機関は、一部の供給者のみが有利となる条件でベンチマーク・テストを行ってはならない。
- (2) ベンチマーク・テストは、下記の条件を満たす場合を除き、全ての調達に関し、実存するシステムを使用してこれを行う。
 - (イ) 供給者が未だベンチマーク・テストを行い得ない新型の第1号機を提示する場合。
 - (ロ) 上記(イ)の要件を満たす供給者がいる場合には、他の供給者も当該調達において未だベンチマーク・テストを行い得ない新型機を提示することができる。
 - (ハ) 落札した当該供給者は、機種を指定する納期までに納入しなければならない。もし、当該供給者が納入を行うことができない場合には、調達全体は再度入札公告に付されるものとする。
- (ニ) 落札したシステムは、納入前にベンチマーク・テストを行い、予測性能値と同等又はそれ以上の結果を示すと共に仕様を満たさなくてはならない。
- (3) 調達機関は、入札者から照会があるときは、システムが納入された後、予測性能値とベンチマーク・テスト結果の双方を明らかにする。
- (4) 入札者はベンチマーク・テストの実施方法及び結果に関連してⅢに定める調達審査委員会に対して苦情を申し立てることができる。

3.7 評価基準

- (1) 入札の総合的評価は、全ての入札が公平に取り扱われ、かつ透明性を確保する形で行わなければならない。入札の総合的評価においては、調達機関は、システム全体の性能を重視しながら性能及び価格を考慮する。供給者からの入札書のうち、Ⅱ. 3.4(2)に従って決定される予定価格の範囲内であり、かつ、上記Ⅱ. 3.3 にいう仕様書に定める必須の各要求要件を満たしているものを評価の対象とする。
- (2) 調達機関は、必須の要件とそれ以外の要件を特定する。必須の各要件についての入札の評価基準は合格又は不合格という形で示し、Ⅱ. 1.2(2) (ト) で定める導入説明書及びⅡ. 3.3 に定める最終仕様書に定める。全ての必須要件を満たす入札のみが更に審査される。
- (3) 調達機関は、入札の技術的要件についての客観的な評価基準をⅡ. 1.2(2) (ト) の導入説明書及びⅡ. 3.3 の最終仕様書において定める。この客観的評価基準は、技術的要件ごとに得点方式で示すこととし、必須の要件に付いては、当該要件を超える部分に対して評価する。必須でない要件に対して特別の評価を与える場合には、上記客観的評価基準に基づき評価する。最終仕様書に書かれていない機能は評価の対象とはしない。入札者は、照会の段階で評価基準についてその変更を提案できる。入札の技術的要件に関

する総合的評価は、各要件に対する得点を総計して行う。

(4) 利用可能なソフトウェアについても考慮の対象とする。

(5) 調達機関は、入札の技術的要件と入札価格を評価し、最も有利な入札を行った者を契約の相手方とする。

3.8 最終契約価格

最終契約価格は、Ⅱ．3.7に定める評価基準に従って決定される。

3.9 不公平な入札

(1) 不当廉売の禁止を含む独占禁止法の規定に違反する入札に基づきスーパーコンピューターを調達することは政府の政策に反する。

(2) 価格又はその他の条件において不法に公平な競争を阻害する入札が行われた場合には、この入札は、無効と見なされ、調達機関はこれを当該スーパーコンピューター調達において落札の対象としてはならない。

(3) 上記(2)に該当する入札を行った者は、原則として、当該スーパーコンピューター調達の再度入札に参加する資格がないと見なされ、かつ、当該入札者の氏名は公表することとする。

(4) 落札決定後、Ⅲに定める手続きに従って苦情が申し立てられ、公正取引委員会又は裁判所が当該入札が不法に公正競争を阻害したと認定する場合には、調達機関はⅢ．4.4に定める最も適切な措置をとる。

4. 落札に関する情報及び調達結果の説明

調達機関は、改正協定第16条に準じて、落札に関する情報を公表するほか、資料提供を行い、選定されなかった供給者より照会があった場合には、その供給者が選定されなかった理由に関する適切な情報（選定された機種及び当該機種の相対的利点に関する情報を含む。）を速やかに提供する。但し、特定の供給者の正当な商業上の利益を害することとなる情報を除く。

Ⅲ. 苦情処理機構

1. 目的及び実施時期

スーパーコンピューターの調達に当たっては、公正、かつ、開かれた競争及びこの手続との整合性を確保するために、次の苦情処理手続がこの手続の実施の日の約30日後から実施される。

2. 調達審査委員会

2.1 この手続に基づくスーパーコンピューターの調達に関する潜在的な供給可能者からの苦情を審査するための中立の調達審査委員会（以下「委員会」という。）が組織される。委員

会は、審査の対象となるスーパーコンピューターの調達に関して実質的な利害関係を持つものであってはならない。

2.2 委員会は、苦情を文書で受理し、機関によるスーパーコンピューターの調達に関するいかなる事項に関しても事実関係を調査し、提案を行う。

2.3 除斥及び回避

(1) 委員会は、公的分野の調達に関する有識者で構成する。苦情に関する審査に当たり利害関係を有する委員は参加できない。

(2) 申し立てられた苦情に関して利害関係を有すると認める委員は、委員長の許可を得て、当該苦情の検討に参加することを回避することができる。

3. 調達審査手続

3.1 潜在的な供給可能者は、この手続の精神又は条項に反する形で調達が行われたと判断する場合には、委員会に対し、苦情を申し立てることができる。また、潜在的な供給可能者は、独占禁止法に違反する入札を行った者が落札したとの判断する場合も苦情を申し立てることができる。潜在的な供給可能者が、本手続の違反があると考える場合には、まず当該調達を行った機関との間で解決を求めることが奨励される。

3.2 苦情申し立ての時期

(1) 苦情は、調達手続のいずれの段階であっても申し立てることができるが、苦情の要因が判明した時又は判明し得る状態になった後10日以内に申し立てなければならない。潜在的な供給者は、委員会に苦情を申し立てた後1日以内にその写を調達機関に提出する。

(2) 委員会は、苦情申立ての書類に不備があると認めるときは、当該苦情を申し立てた者に対し、その補正を求めることができる。この場合において、不備が軽微なものであるときは、委員会は職権で補正することができる。

(3) 委員会は、適時に申し立てられなかった苦情であっても正当な理由があるもの又は本手続の目的上重要な意味を持つものであればこれを受理できる。

3.3 委員会は申し立て後10作業日以内に苦情を審査し、次の各号に該当する場合には、その理由を付して、文書で却下することができる。

(1) 申し立てが適時に行われなかった場合

(2) この手続の対象外の調達の場合

(3) 軽微で無意味な申し立ての場合

(4) 潜在的な供給者からの申し立てではない場合

(5) その他の場合であって、委員会が審査するのが適当でない場合

3.4 委員会は、苦情が正当に申し立てられたと認める場合には、当該調達に関係する全ての潜在的な供給者に対して一日以内に文書で通知する。

3.5 落札又は調達手続の停止

- (1) 委員会は、落札に至る前の段階で苦情申し立てを受理したときは、苦情処理に係る期間内は調達手続を停止する旨の要請を当該苦情の申し立て後12作業日以内に文書で行う。
- (2) 委員会は、落札後に苦情申し立てを受理したときは、苦情処理に係る期間内は契約執行を停止する旨の要請を当該苦情の申し立て後10日以内に文書で行う。
- (3) 調達機関は、委員会からの要請を受けたときには、原則として調達手続又は契約執行を停止する。ただし、当該機関の長が、緊急かつやむを得ない状況にあるため委員会の要請に応じることができないと判断し、かつ、その旨を委員会に通知する場合にはこの限りではない。
- (4) (3) の場合において、関係調達機関の長がやむを得ない状況にあるため、機関として委員会の要請に従うことができないと判断する場合には、その旨を理由とともに直ちに委員会に文書をもって通知しなければならない。委員会は当該通知のあった後直ちに当該文書の写しを苦情申立人及び政府調達苦情処理推進会議に送付する。
- (5) (4) の通知があった場合には、委員会は、当該理由が認めるに足りるものかどうかを判断し、その旨を直ちに苦情申立人、政府調達苦情処理推進会議及び関係調達機関に文書をもって通知しなければならない。

3.6 調査

- (1) 委員会は、申し立て者及び機関による説明、要請及びその他の文書の提出等を通じて、苦情に関する調査を行う。
- (2) 委員会は、申し立て者若しくは機関の要請により、又は委員会の判断により、苦情に関する公聴会を開くことができる。

3.7 機関の報告

- (1) 調達機関は、苦情の写の送付を受けた後25日以内に、委員会に対し、次の事項を含む苦情に関する完結した文書による報告を提出する。
 - (イ) 要求要件に係る文書（苦情に関連する仕様を含む）
 - (ロ) その他苦情に関連する文書
 - (ハ) 機関の有する全ての事実関係、調達機関の行為及び提案が明記され、かつ、全ての苦情申し立て事項に十分応えている説明文
 - (ニ) 苦情を解決する上で必要な追加的事実関係又は情報
- (2) 委員会は、上記(1)の報告を受領した後、速やかに関係文書の写を申し立て者に送付するとともに申し立て者に対し、関係文書の受領後7日以内に、委員会に対しその意見を提出するか又は当該文書に基づき決定が行われるべき旨の要望を提出する機会を与える。委員会は、意見を受領した後、速やかにその写を調達機関に送付する。

3.8 参加者

調達機関及び当該調達に直接の経済的利害を有する潜在的な供給可能者は、苦情処理手続に参加できる。

4. 事実関係の認定及び提案

4.1 委員会は、苦情が申し立てられた後90日以内に、認定した事実関係と提案に関する報告書を作成する。事実関係の認定において委員会は、苦情の全て又は一部を認めるか又は却下するかを明らかにするとともに、調達の手続又は落札がこの手続の精神又は一部の条項に反して行われたものかどうかを明らかにする。

4.2 (1) 不当廉売を禁ずる独占禁止法の規定に違反して入札を行った者が落札した可能性が高いと委員会が認定する場合には、委員会は、当該調達につき公正取引委員会に通報し、独占禁止法違反の有無を認定すること及び適切な措置をとることを要請する。

(2) 委員会は、調達機関に対し、上記の通報に係る行為について公正取引委員会が最終的な結論を出すまでの間、調達機関に対して当該契約の執行を停止するよう要請する。調達機関は委員会からの要請を受けた場合には、原則として契約の執行を停止する。公正取引委員会の通知を受けた後、委員会は、苦情に関する審査を終了するが、公正取引委員会が独占禁止法違反があると認定した場合には、委員会は、当該調達機関に対し、4.4に掲げる措置を取るよう提案する。

4.3 委員会は、事実関係の認定と提案を行うに当たり、調達手続に係る瑕疵の程度、全ての供給可能者に対する取扱いの差異の程度、この手続との整合性及びその有効性の程度、参加者の誠意並びに当該契約がこの手続に関連している程度等、調達と落札に関する全ての事実関係を考慮するものとする。

4.4 委員会は、この手続の精神又は条項に違反するとの認定に至った場合には、次に掲げる一又は複数の適切な是正策を提案する。

- (1) 新たに入札手続を行う。
- (2) 入札条件は変えず再度入札を行う。
- (3) 入札を再審査する。
- (4) 他の供給者を落札者とする。
- (5) 契約を破棄する。

4.5 委員会は、報告書の作成後1日以内に事実関係の認定を文書の形で提案するとともに、苦情申し立て者、当該調達機関及び他の潜在的な供給可能者に送付する。認定結果に関し外国関係者からの照会がある場合には、外務省がこれを扱う。

4.6 調達機関が委員会の提案を受け入れない場合には、調達機関は、報告書の作成後 1 日以内にその決定と理由を委員会に送付する。この機関の決定に関し、外国関係者からの照会がある場合には、外務省がこれを扱う。

4.7 委員会がその審査の過程で法令に違反する行為の証拠を見出した場合には、委員会は、関係当局が適切な措置を取り得るよう当該証拠を関係当局に提出する。

5. 迅速審査

5.1 苦情申し立て者又は機関が文書で苦情に対する迅速な処理の要請を行う場合には、委員会は、本項に定める手続（以下「迅速審査」という。）に従い、苦情処理を行うことを考慮する。

5.2 委員会は、迅速審査の要請を受領した後 2 日以内に迅速審査を適用するか否かを決定し、苦情申し立て者及び機関に対しその旨を通知する。

5.3 迅速審査が適用される場合に期限と手続は、次のとおりとする。

- (1) 調達機関は、委員会により迅速審査適用の通知を受けた後 10 日以内に 3.7 に定める報告書を委員会に提出する。委員会は報告書を受領後、速やかに苦情申し立て者に関係書類を送付する。委員会は、苦情申し立て者に対し、関連書類の受領後 5 日以内に委員会に意見を提出するか又は当該関係書類に基づき決定が行われるべき旨の要望を提出する機会を与える。委員会は、意見書を受領後速やかにその写を調達機関に送付する。
- (2) 委員会は、苦情に関する事実関係認定及び提案を苦情申し立て後 45 日以内に文書で行う。

非研究開発衛星の調達手続

人工衛星の研究開発及び調達の問題に係る合衆国政府との討議の結果（附属書 I から附属書 IV まで）を踏まえ、我が国政府としては、非研究開発衛星を、次のとおり公開、透明、かつ、無差別な手続に従って調達する。

I. 総論

1. 政策

非研究開発衛星を調達するための、透明、公開、かつ、無差別な競争的手続を設けることは、政府の政策である。競争的手続に従うことにより、意図するとせざるとを問わず、国内外の如何なる企業も、調達機関の要求に応える非研究開発衛星を提供する際、優遇され、阻害され又は拒絶されない。

以下の手続は、この政策を十分かつ効果的に実施するために定めたものであり、すべての非研究開発衛星の調達に適用される。本手続は、2012年3月30日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定（以下「改正協定」という。）の要件との整合性を確保しつつ実施される。

2. 適用範囲

- 2.1 本手続は、政府による若しくは政府のための、又は衛星調達手続が政府の直接の若しくは間接的な監督下にある機関（N T Tを含む。）によるすべての人工衛星（研究開発衛星及び非研究開発衛星上の研究開発ペイロードを除く。）の調達を対象とする。
- 2.2 本手続は、新技術を含み又はそれを伴うものを含め、すべての非研究開発衛星の調達に適用される。
- 2.3 本手続に特に規定されていない事項に関しては、改正協定に定める考慮と同様の考慮が払われる。

II. 定義

1. 「機関」とは、政府及び衛星調達手続が政府の直接の又は間接的な監督下にある機関を言う。
2. 「調達」又は「調達する」とは、研究開発衛星及び非研究開発衛星上の研究開発ペイロードを除くほか、すべての衛星（又は衛星能力（微小なものを除く。））を調達機関自身が又は調達機関のために取得（購入又は借入れ）することをいう。「調達」には機関の要求要件の確立、機関の要求要件を満たす仕様書の作成、入札招請、供給者の選定、落札、契約財務、契約履行、契約管理並びに機関の要求要件を満たす過程に直接関連する技術上の及び管理上の諸機能が含まれる。
3. 「微小能力」とは、当該衛星の全能力に対して15%を超えない能力をいう。たとえば、通信衛星の場合、全能力は各中継器の設計有効寿命（月数又は年数で示す。）に中継器の数を乗じることによって決定される。その他の衛星の場合、この公式は、適用可能な場合に用いら

れる。日米両政府のいずれも、この公式が適用できないと考える場合には、協議を要請することができ、当該協議は速やかに開始されるものとする。

III. 手続

1. 衛星区分

- 1.1 政府は、毎年、研究開発衛星の開発計画を含む「宇宙基本計画」を官報等に掲載する。政府は、次期「宇宙基本計画」の公表以前に従前の計画に含まれない衛星を研究開発衛星若しくは非研究開発衛星上の研究開発ペイロードとして開発することを決定したとき、又は、従前の計画に含まれる衛星に変更を加えることを決定したときには、その決定を、衛星の区分が適切であることが確認されるよう十分詳細に官報等に掲載する。掲載される情報には、当該衛星に係るすべての関連側面に関する概要が含まれる。
- 1.2 政府が、計画中の衛星を研究開発衛星又は非研究開発衛星上の研究開発ペイロードとして区分した場合であって、潜在的な供給者又は合衆国政府が当該区分は本手続に合致していないと信ずる場合には、当該衛星の区分に関して、当該供給者は合衆国政府に対して日本国政府との協議を開始するよう要請することができ、また、合衆国政府は、自らの発意でかかる協議を開始することができる。合衆国政府は1.1に基づく情報の掲載の後、速やかにそのような協議を要請する。
- 1.3 合衆国政府のそのような要請があった場合には、両国政府は迅速な方法で協議を行う。

2. 調達企画

- 2.1 機関は、非研究開発衛星を必要とする場合には、可能な限りの競争を促進し、提供するために調達企画を実施し、かつ、市場調査を行う。

調達企画の目的は、最も効果的かつ時宜を得た方法で機関が自ら要求を満足させることを確保することである。

市場調査は、潜在的な供給者を特定するために利用される。

機関と潜在的供給者との間では、可能な限り情報の交換が行われる。
- 2.2 機関は、不落となり、再度、同一内容の入札を行う場合及び技術的対話を経た一般競争入札に該当する場合を除き、その最低限の要求要件に基づき、非研究開発衛星の調達企画について官報による公表（以下、「公表」という。）を行う。

公表は、供給者からの一般的な参考資料及び基本的な要求要件に関するコメント（入手可能な仕様書その他の技術情報を含む。）の提出招請とする。

公表に基づき応募する供給者は同等に扱う。

上記の公表は、供給者からの上記資料及びコメント提供の受付期限の前日から起算して少なくとも40日前に行なわれる。
- 2.3 公表には次の事項を記載する。
 - 2.3.1 衛星取得計画及び実際に必要とされる最低限の要求要件
 - 2.3.2 資料及びコメント提出の受付期限
 - 2.3.3 公表に基づき応募する供給者から要求があった場合には、導入説明書を送付する旨の注記並びに導入説明書の入手先及び期間

2. 3. 4 非研究開発衛星取得についての説明会を開催する旨の注記
2. 4 機関は、公表に基づき応募する供給者から要求があった場合には、関連の導入説明書を交付する。
2. 5 導入説明書には少くとも次の事項を記載する。
- 2. 5. 1 資料の提出先（担当窓口）
 - 2. 5. 2 供給者の照会受付場所又は追加情報の照会先。
 - 2. 5. 3 資料提出の受付期限
 - 2. 5. 4 取得を計画している非研究開発衛星に関する詳細な仮要求要件（入手可能な仕様書、業務内容書その他の関連資料に記載される程度のもの）
 - 2. 5. 5 非研究開発衛星の取得に関する説明会の日時及び場所
 - 2. 5. 6 実際の入札招請書の草案及びすべての関連文書並びに入札招請に応じて提出された入札書の評価に用いられる評価要素の可能な範囲での暫定的な記述
2. 6 機関は、非研究開発衛星の取得に関する説明会を開催する。
- 日時、場所が導入説明書に明記されていない場合には、機関は、公表に基づき応募した全ての供給者に対して、情報検討のための十分な余裕が確保されるように、案内状を送付する。
2. 7 機関は、公表及び導入説明書の内容に関して、供給者からの照会に対して速やかに応ずるものとする。
2. 8 機関は、導入説明書に関する修正を行い、又は追加の情報を有する場合には、供給者が十分な余裕をもって当該修正又は情報を検討し、対応することができるよう、当該修正又は追加情報を、公表に基づき応募する関係供給者のすべてに同時に提供する。
2. 9 機関は、提出された資料に関し、提供者に対し質問又は照会を行うことができる。ただし、一部の供給者を優遇するような方法で行ってはならない。また、機関は、必要な場合には、提出された資料に関し、性能及び機能の検証を含む調査を行うことができる。
2. 10 機関は、供給者から提供された資料又は情報を、調達の際のいずれの段階においても、当該供給者の同意なくして第三者（他の供給者を含む。）に開示又は公表しない。
2. 11 機関は、調達の際のいずれの段階においても、一部の供給者を優遇するような方法で情報を提供し、又は拒否してはならない。

3. 仕様書の作成

調達機関は、非研究開発衛星を必要とすると判断する場合には、実際に必要とされる最低限の要求要件を含む適切な衛星の仕様書を作成する。

仕様書は、改正協定第10条に定める要件を満たすものとし、特に以下の要件を満たすものとする。

3. 1 機関の定める技術仕様であって、品質、性能、安全性、寸法、検査、検査方法、記号、専門用語、包装、証票、ラベル等、調達される非研究開発衛星の特性を定めるもの及び機関の定める適合性の証明要件は、国際貿易に対する障害をもたらすことを目的として立案され、制定され又は適用されてはならず、国際貿易に対する不必要な障害をもたらす効果

を有するものであってはならない。

3. 2 機関は、技術仕様を定めるに当たり、可能な場合には、

3. 2. 1 デザインよりも性能に着目し、

3. 2. 2 国際規格、国内強制規格又は認められた国内任意規格に基づいてするものとする。

4. 入札においては、調達に当たって適合することを要求する要件として商標、商号、特許、デザイン若しくは形式又は産地若しくは生産者を特定してはならず、当該要求の説明においてこれらに言及してはならない。

ただし、これらを用いなければ十分に明確な又は理解しやすい当該要件の説明を行うことができない場合にその説明において「又はこれと同等のもの」というような文言をこれらに付すときは、この限りでない。

5. 調達機関は、特定の調達のための仕様書の基準に利用し得る助言を、競争を妨げる効果を有するような方法で、当該調達に商業上の利害関係を有する可能性のある企業に対し求め、又は当該企業から受けてはならない。

6. 入札手続

6. 1 非研究開発衛星の調達に当たっては、可能な限り、公開の入札手続を利用する。公開の入札手続とは、関係供給者のすべてが入札を行うことのできる手続をいう。

6. 2 限定入札の手続は、本手続の規定又は本手続の意図及び目的に反して用いられてはならない。

限定入札の手続とは、機関が改正協定第13条に従って供給者と個別に折衝する手続をいう。

6. 3 機関は、限定入札の手続により非研究開発衛星を調達する場合には、公募を経た場合を除き、契約授与の前日から起算して少なくとも40日前に当該調達に関する情報を官報に掲載する。機関は、官報に掲載された情報に基づいて供給者から照会があった場合には、これに速やかに応ずるものとする。

6. 4 機関が、改正協定第13条1(d)に定めるように、当該機関の予見することができない事態によりもたらされた極めて緊急な理由のため、非研究開発衛星を限定入札の手続により調達する場合には、前項に規定する40日間の公示期間は必要とされない。

7. 調達計画の公示

7. 1 機関は、調達計画の各々を官報に掲載して公示する。この公示は、入札手続への参加に対する招請となるとともに、調達に参加するか否かにつき予想される供給者が事情を踏まえた営業判断を行うことを可能とするよう、十分な情報を記載するものとする。

7. 2 調達計画の公示には改正協定第7条2に定める事項を含めるものとし、特に次の事項に関する情報を含む。

7. 2. 1 調達する非研究開発衛星に係るすべての関連側面の概要（性能に関する要求項目を含む。）

7. 2. 2 納入期日
 7. 2. 3 入札説明書の入手先及び最終期日並びに当該入札説明書の作成に用いる言語
 7. 2. 4 契約を締結し、仕様書その他の文書を入手するために必要な情報を提供する機関のあて先
 7. 2. 5 供給者に要求される経済上及び技術上の要件、資金上の保証並びに情報
 7. 2. 6 入札招請書に対して支払うべき金額及びその支払条件
 7. 2. 7 機関が入札を招請しているのが購入か借入れかの別
 7. 2. 8 入札招請書が発出されるおおよその時期
 7. 2. 9 事前説明会が開催される期日
 7. 3 機関は、世界貿易機関のいずれかの公用語で、少なくとも次の事項を含め調達計画の公示の概要について公示する。
 7. 3. 1 契約の対象事項
 7. 3. 2 入札書又は入札に招請されるための申告書の提出期限
 7. 3. 3 調達に関する文書を入手することができる場所
8. 調達計画について公示した場合において、入札書の受領の最終期日の前に当該公示を修正し又は再度公示することが必要となったときは、改正協定第10条11に従う。
9. 入札説明書／入札招請書
9. 1 機関は、予想される供給者に対して同機関の要求要件を伝え、また、供給者からの入札を招請するために、書面による入札招請書を利用することとし、調達計画の各々について、機関が承知する内外の供給者（衛星を供給することに関心を示した者を含む。）からの入札書の提出を招請する。

入札招請書は、写しを要求した供給者のすべてに配布される。

入札招請書には、供給者が入札を適切に準備するために必要なすべての情報を記載する。

入札招請書を発行し配布した場合において、入札書の受領の最終期日の前に入札招請書の修正が必要となったときは、その修正は、当初の入札招請書が配布された範囲と同一の範囲に配布される。
 9. 2 機関は、その調達に関し、予想される供給者のすべてに対して、同一の情報を提供するものとし、一部の供給者に対して将来の入札招請に関する事前知識を与えてはならない。ただし、機関は、2に定めるとおり、調達企画を実施し、最低限の要求要件を確立するために機関が承知するところの予想される供給者のすべてに対して、入札招請書に関する情報を提供することができる。
 9. 3 入札招請前の通知及び事前説明会は、関係供給者を啓発し、特定するとともに、非研究開発衛星の概略に基づく予備的な情報を要請し、複雑な仕様書を説明し、又は、将来入札する可能性のある供給者を援助するための予備的な措置として使用される。機関は、入札招請前の通知を、潜在的な供給者のすべてに対して行うとともに、官報にその通知を掲載する。それぞれの入札招請前の通知は、少なくとも、次のものを含む。
 9. 3. 1 その公示に応じて提出されるべき情報

9. 3. 2 事前説明会に係る特定の情報（日時、場所その他の関連情報を含む。）
9. 3. 3 調達への関心表明の要請及び当該表明の受領期日。機関は、それぞれの潜在的供給者から、招請に応じて提案書を提出する意図があるかどうかの意思表示を要求するものとする。
- 予想された供給者が招請に応じないこととした場合には、適切な根拠又は理由が追及され、提供されるべきである。
- 9.4 供給者に提供される入札招請書には、供給者が有効な入札書を提出するために、調達計画の公示において記載しなければならない情報及び少なくとも次の事項に関する情報を含め、必要な情報を記載する。
9. 4. 1 入札書を送付すべき機関の住所
9. 4. 2 補足的な情報を要請する場合においてその要請を送付すべきあて先
9. 4. 3 入札書及び入札に係る文書の作成に用いる言語
9. 4. 4 入札書の受領の最終日時及び入札書が受領される期間
9. 4. 5 開札に立ち会うことを認められる者並びに開札の日時及び場所
9. 4. 6 供給者に要求される経済上及び技術上の要件、資金上の保証並びに情報又は文書
9. 4. 7 要求される非研究開発衛星又はこれに関する要件についての完全な説明（技術仕様、産品が満たすべき適合性の証明並びに必要な設計図、図案及び解説資料を含む。）
9. 4. 8 落札基準（入札を評価する際に考慮される要因であって価格以外のもの並びに輸送費、保険料及び検査費、外国産品の場合における関税その他の輸入課徴金、租税及び支払通貨等入札価格を評価する際に含める費用の要素を含む。）
9. 4. 9 支払条件
9. 4.10 その他の条件
9. 4.11 入札招請書には入札説明会の日時及び場所を記載するものとする。
- 9.5 入札受領のためのいずれの期限も、外国の供給者及び国内供給者が入札の行われる前に入札書を準備し、かつ、提出することができるよう決定される。期間は、期限の決定に当たり、期間の合理的と認める必要性に基づき、調達計画の複雑なこと、予想される下請契約の範囲、外国及び国内の地点から入札書を郵送するため通常要する時間等の要素を考慮する。
9. 5. 1 いずれの納入期日の決定に当たっても、機関の合理的と認める必要性に基づき、調達計画の複雑なこと、予想される下請契約の範囲並びに製造、在庫の積出し及び供給地点からの貨物の輸送に実際に要する時間等の要素を考慮する。
9. 5. 2 非研究開発衛星の調達に適用されるこれらの手続においては、入札書の受領のため定める期限は、官報において調達計画を公示する日から45日未満であってはならない。
- 9.6 入札説明会
- 入札招請書その他の関係文書の発出後、入札招請書に定める入札書の受領期限に合理的な程度先立つ時期において、機関は、入札説明会を開催する。入札招請書には、入札説明会の日時、場所その他の関連情報に係る特定の情報を記載する。入札招請書には、入札説明会への出席を勧告する旨及び出席は義務的なものでも入札提出の前提条件でもなく、入

札書の評価においても考慮されない旨を明確に記述する。

9.7 入札書の提出、受領及び開札

9.7.1 入札は、原則として、書面により、直接又は郵便で行い、入札の評価に必要な全ての情報、特に入札者が提示する確定的な価格（種々の原価の完全な評価ができるよう十分に詳細に区分された原価と価格データを含む。）並びに入札招請の条件及び規定に同意する旨の記述を含めなければならない。加入電信、電報又はFAXによる入札が調達機関により認められている場合も上記の要件を満たしていなければならない。当該入札は、書簡によって又は加入電信、電報若しくはFAXの署名入り写しの送付によって速やかに確認されなければならない。電話による入札は、認めない。加入電信、電報又はFAXの内容と期限後に受領した文書との間に相違又は矛盾がある場合には、これらの内容は、これらの文書に優先する。

9.7.2 開札から落札までの間に故意でない誤りを訂正する機会を供給者に与える場合には、差別的慣行をもたらすように与えてはならない。

9.7.3 入札書が入札説明書に指定する部局に定められた日時の後に到着した場合において、その遅延が専ら機関の取扱いの誤りによるものであるときは、供給者が不利に取り扱われることはない。入札書は、他の例外的事態の下においても、機関が手続を定めている場合には、考慮の対象となることがある。

9.7.4 機関が求めた入札書は、開札が規則正しく行われること及び開札の結果得られる情報の入手が可能であることを保証する手続及び条件に従って受領され、かつ、開披される。

機関は、これを確保するため、かつ、公開入札の手続に関連して、入札者若しくはその代理人又は調達の過程に関係のない適当かつ公平な証人の立会いの下における開札について規定する。開札に関する報告が作成され、機関により保管される。

10. 評価基準

10.1.1 調達機関は、以下を目的とする選定手続をとる。

10.1.2 競争の最大化

10.1.3 入札招請書、評価及び選定の複雑さの最小化

10.1.4 供給者が提示した入札書の公平かつ包括的な評価の確保

10.1.5 入札招請書に記載された評価要素のみを考慮して、その入札書が機関にとり総合的価値が最大であるような供給者の選定の確保

10.2 入札書は、ミッションに適した機能的性能の要素、関連する経験、世界的な過去の実績、価格その他の特定された要素を考慮して、機会にとっての最大の総合的価値に基づき評価される。これらの要素は、公開、透明、かつ、無差別の手続を確保するように用いられなければならない。特定の調達に用いられる評価要素は、当該調達の入札招請書において特定されねばならない。

10.3 調達機関は、当該非研究開発衛星調達の見積契約価格を、民間における類似の業務環境の下での類似の非研究開発衛星の価格に基づき、設定する。それが不可能な場合には、入手可能な最大限の情報を用いるものとする。

10. 4 調達機関によって設定された見積契約価格と同額又はそれ以下で、一又は二以上の入札があり、かつ、調達機関により設定された最低限の要求要件を満たしている場合、入札のやり直しは明示的に禁止される。
10. 5 調達機関は、一の供給者のみが参加した場合でも、その供給者が入札招請書で設定された最低限の要求要件を満たし、かつ、同供給者の申し出た価格が、10. 3 に従って設定された非研究開発衛星の調達の見積契約価格と同額か又はそれ以下の場合には、入札のやり直しを要求しない。
10. 6 入札の評価及び選定において考慮される要素は、特定の非研究開発衛星の各々に合わせて決定されるべきである。それが確定され入札招請書に規定された後は、その特定の調達に関する評価要素及び各事項の重要度は、正式に入札招請書を修正することなくして変更されてはならない。機関が必要と考える場合には、その他の関連要素をも含むことができる。
10. 7 落札の対象とされるためには、入札書は、開札の時に入札招請書の基本的要件に適合したものでなければならない。機関は、他の入札書に記載された価格よりも異常に低い価格を記載した入札書を受領した場合には、入札者の参加条件及び契約履行可能性の観点から当該価格につき当該入札者に照会することができる。
10. 8 機関は、公共の利益のために契約を締結しないと決定した場合を除くほか、国内産品に係る入札であるか外国産品に係る入札であるかを問わず、十分に契約を履行する能力があると決定された入札者であって、入札招請書に定める特定の評価要素により最大の総合的価値があると決定された入札を行った者を落札者とする。
10. 9 評価を行った結果、入札招請書に定める特定の評価要素によりいずれの入札が明白に最も有利であると認められない場合には、機関は、その後の交渉において、競争範囲内にあるすべての入札に対して同等の考慮を払い、かつ、同等の待遇を与える。
10. 10 不当廉売の禁止を含め、独占禁止法に違反する入札に基づき非研究開発衛星を調達することは、政府の政策に反し、また、政府の直接の若しくは間接的な監視下にある調達機関の方針に反する。
10. 11 価格その他の条件において公正な競争を不法に阻害する入札が行われた場合、その入札は全面的に無効とされ、調達機関は、当該入札を非研究開発衛星契約の落札対象として考慮しない。
10. 12 前項にいう入札書を提出した供給者は、原則として、当該非研究開発衛星調達に関し入札書を再提出する資格はないものとする。当該供給者の名は、公にされる。
11. 1 応札者への落札後の報告及び通知
11. 1 機関は、評価の過程が完了した後、直ちに落札を行い、開示が機関の利益に反する可能性のある場合を除くほか、入札が受理されず又は落札とならなかった供給者に対して速やかにその旨を通知する。通知は、落札者とされなかった供給者が要請する場合には、入札が受理されず、又は、落札とならなかった理由を記載するものとする。
- いかなる場合にも、機関は第三者に対して供給者の企業秘密、製造過程及び技術その他の商業上の秘密情報を開示しない。

11. 2 落札者とされなかった供給者の要請がある場合には、機関は、当該供給者の入札の見直しの機会を設けることとし、改正協定第 16 条の規定に従って当該供給者の入札が排除された理由に関する情報を提供する。

IV. 衛星調達に関する苦情処理機構

1. 概論

非研究開発衛星の調達を行うに当たっては、公正で開かれた競争に基づき、また、この手続の規定が遵守されるよう、以下の苦情処理手続がこの手続の発効の日から 30 日後より有効となる。

2. 調達審査委員会

2. 1 政府は、この手続の非研究開発衛星の調達に関する潜在的供給者からの苦情を審査するための独立の審査機関として、調達審査委員会（委員会）が組織されることを確保する。委員会は、審査する非研究開発衛星の調達に実質的な利害関係をもつものであってはならない。
2. 2 委員会は、苦情を文書で受理し、機関による非研究開発衛星の調達のいかなる側面に関しても事実関係を調査し、また、機関に対する提案を行う。
2. 3 除斥及び回避
 2. 3. 1 委員会は、公的分野の調達に関する有識者で構成する。苦情に関する審査に当たり利害関係を有する委員は参加できない。
 2. 3. 2 申し立てられた苦情に関して利害関係を有すると認める委員は、委員長長の許可を得て、当該苦情の検討に参加することを回避することができる。

3. 調達審査手続

3. 1 潜在的供給者は、この手続の意図又はいずれかの規定に反する形で調達が行われたと判断する場合には、委員会に対し、苦情を申請できる。本手続の違反があると考えられる場合には、まず調達機関との間で解決を得ることが奨励される。
3. 2 苦情申請の時期
 3. 2. 1 苦情は、調達手続のいずれの段階であっても申請できるが、苦情の要因が判明し又は当然判明し得るようになってから 10 日以内になされなければならない。潜在的供給者は、委員会に苦情を申請した後 1 日以内にその写しを調達機関に提出する。（日数の計算は、特に規定がない限り、暦年に基づくものとする。）
 3. 2. 2 委員会は、苦情申立ての書類に不備があると認めるときは、当該苦情を申し立てた者に対し、その補正を求めることができる。この場合において、不備が軽微なものであるときは、委員会は職権で補正することができる。
 3. 2. 3 委員会は、苦情が遅れて申請されても正当な理由があるか、その苦情が本手続の目的上重要な意味を持つと認める場合には、当該苦情を受理できる。
3. 3 委員会は、申請後 10 作業日以内に苦情を審査する。下記の各項に該当する場合には、理由を付して、書面により却下することができる。

- 3. 3. 1 遅れて申請された場合
- 3. 3. 2 この手続と関係がない場合
- 3. 3. 3 軽微又は無意味な場合
- 3. 3. 4 潜在的供給者からの申請でない場合
- 3. 3. 5 その他、委員会が審査するのが適当でない場合
- 3. 4 委員会は、苦情が正当に申請されたと認めた場合、すべての潜在的供給者に 1 日以内に文書で通知する。
- 3. 5 落札又は供給手続の停止
 - 3. 5. 1 委員会は、落札に至る前の段階での苦情申請については、苦情処理に係る期間内は調達手続を停止する旨の要請を申請後 12 作業日以内に速やかに文書で行う。
 - 3. 5. 2 委員会は、落札以後 10 日以内に申請された苦情申請については、苦情処理に係る期間内は契約執行を停止する旨の要請を速やかに文書で行う。
 - 3. 5. 3 調達機関は、委員会から調達手続又は契約執行停止の要請を受けた場合には、速やかにこれに従う。
 - 3. 5. 4 3. 5. 3 の場合において、関係調達機関の長がやむを得ない状況にあるため、機関として委員会の要請に従うことができないと判断する場合には、その旨を理由とともに直ちに委員会に文書をもって通知しなければならない。委員会は当該通知のあった後直ちに当該文書の写しを苦情申立人及び政府調達苦情処理推進会議に送付する。
 - 3. 5. 5 3. 5. 4 の通知があった場合には、委員会は、当該理由が認めるに足るものかどうかを判断し、その旨を直ちに苦情申立人、政府調達苦情処理推進会議及び関係調達機関に文書をもって通知しなければならない。
- 3. 6 調査
 - 3. 6. 1 委員会は、申請者及び機関による説明、要請その他の文書を含め、苦情についての調査を行わなければならない。
 - 3. 6. 2 委員会は、申請者若しくは機関の要請により、又は委員会自らの発意により、苦情の内容について公聴会を開くことができる。
- 3. 7 機関の報告書
 - 3. 7. 1 調達機関は、苦情申請書の写しが提出された後 25 日以内に、委員会に対し、下記の事項を含め、苦情に関する完結した文書を提出しなければならない。
 - 3. 7. 1. 1 入札招請書（その苦情に関連する仕様書又はその一部を含む。）
 - 3. 7. 1. 2 その他苦情に関連するすべての文書
 - 3. 7. 1. 3 すべての関連事実、判明事実、機関によりとられた行為及び提案が明記され、かつ、苦情事項のすべてに込えている説明文
 - 3. 7. 1. 4 苦情を解決する上で必要となり得る追加的事実又は情報
 - 3. 7. 2 委員会は、3. 7. 1 にいう報告を受領後直ちに、関係文書の写しを申請者に送付するとともに、申請者に対し、関係文書を受領後 7 日以内に、委員会に対しその意見を提出するか、又は、当該文書に基づき事実の判断を望む旨の要望を提出する機会を与えなければならない。

委員会は、意見を受領した後直ちにその写しを調達機関に送付しなければならない。

3. 8 参加者

機関、申請者、及び当該落札又は落札できなかったことにより経済的利益に直接影響を受ける潜在的供給者は、苦情処理手続に参加することができる。ただし、潜在的供給者は、3. 4 に定める通知を受けた後 7 日以内に参加の意図を委員会に通知しなければならない。参加者は、3. 3 によって妨げられない限り、3. 7. 2 に定める手続の適用を受ける。

4. 審査結果及び提案

4. 1 委員会は、苦情が申請された後 90 日以内に審査結果の報告書及び機関に対する提案を作成する。審査結果においては、委員会としては、苦情のすべて又は一部を認めるか又は却下するかを明らかにするとともに、調達の手続又は落札がこの手続の意図又は特定の規定に反して行われたものかどうかを明らかにしなければならない。

4. 2 委員会は、法律に違反する不正、行動又は行為の証拠を見出した場合には、適当な執行当局による措置を求めるため、事実を当該当局に付託する。たとえば、独占禁止法の規定に違反した入札を行った供給者が落札したおそれが強いと委員会が考える場合には、委員会は、当該行為につき公正取引委員会に通報し、独占禁止法違反の有無を認定すること及び適当な措置をとることを要請する。

4. 3 前項の規定により委員会が公正取引委員会への通報を行った場合には、委員会は調達機関に対し、公正取引委員会が最終的な結論を委員会に通知するまでの間、当該契約の執行を停止するよう要請する。調達機関は委員会からの契約執行停止の要請を受けた場合は、原則としてこれに従う。

公正取引委員会の通知を受け、委員会は苦情に関する審査を完結するが、公正取引委員会が独禁法違反があると認めた場合には、委員会は、当該調達機関に対し、適当な是正策を提案する。

4. 4 委員会は、審査結果及び提案を作成するに当たり、調達手続の瑕疵の程度、一部又はすべての潜在的供給者に対する差別の程度、この手続の一体性及び手段の有効性の阻害の程度、参加者の誠意、当該契約の執行がこの手続に関連している範囲を含め、当該調達手続及び落札に係るすべての状況を考慮するものとする。

4. 5 委員会が、この手続の意図、又はいずれかの規定が実施されていないと認めた場合には、下記の一又は二以上を含む適当な是正策を提案する。

4. 5. 1 新たに入札手続を行う。

4. 5. 2 入札条件は変えず再度入札を行う。

4. 5. 3 入札を再審査する。

4. 5. 4 他の供給者を落札者とする。

4. 5. 5 契約を破棄する。

4. 6 委員会は審査結果内容を文書にし、提案とともに一日以内に苦情申請者、当該調達機関及び他の潜在的供給者に送付する。外務省は写し一部の送付を受け、審査結果に関する外国関係者からの照会に応ずる。

4. 7 調達機関は、委員会に正当に申請された苦情に係る委員会の審査結果に、当該機関自身の決定として、原則として従うものとする。

5. 迅速審査

- 5.1 委員会は、苦情申請者又は機関から文書で苦情の迅速な処理の要請があった場合には、以下の手続（以下「迅速審査」という。）に従い苦情処理を行うか否かについて決定する。
- 5.2 委員会は、迅速審査の要請を受け取ってから2日以内に、迅速審査を適用するか否かを決定し、苦情申請者、機関及び3.8にいう参加者に対して、その旨を通知する。
- 5.3 迅速審査が適用される場合の期限及び手続は、下記のとおりとする。
 - 5.3.1 調達機関は、委員会から迅速審査適用の通知を受けた後10日以内に、3.7に定める報告書を委員会に提出する。委員会は、報告書を受領後、直ちに苦情申請者及び参加者に関連文書を送付する。委員会は、苦情申請者及び参加者に対し、当該文書に係る意見を委員会に提出するため又は当該文書に基づき事実の判断を望む旨の要望を委員会に提出するため、5日間の猶予を与える。委員会は、意見の受領後直ちに、その写しを調達機関に送付する。
 - 5.3.2 委員会は、苦情に関する審査結果及び提案を、苦情申請後45日以内に文書で行う。

附属書 I
人工衛星の研究開発及び調達に関する政策及び手続
(仮訳)

人工衛星の研究開発及び調達問題に関する最近の討議の結果として、日本国政府及び合衆国政府は、次のとおり確認する。

1. 非研究開発衛星を公開、透明、かつ、無差別の方法で調達することは、日本国政府の政策である。
2. (1) 日本国政府又は衛星調達手続が政府の直接の若しくは間接的な監督の下にある機関（NTTを含む。）による、又は、それらの政府若しくは機関のための、研究開発衛星及び非研究開発衛星上の研究開発ペイロードを除くすべての人工衛星の調達は、公開、透明、かつ、無差別の手続に従って行われる。
(2) 日本国政府は、NHKその他の団体による非研究開発衛星の調達に影響を与えず、又はそのような調達を妨害若しくは阻害せず、また、それらを企図もしない。
(3) 前記の手続は附属書Ⅱに定められ、かつ、改正されたガットの政府調達に関する協定と合致するものである。
3. 両国政府は、現実的な対応として、研究開発衛星に関し次の了解を記載することを決定した。
(1) 「研究開発衛星」とは、専ら又は概ね、おのおのの国にとり新たな技術を宇宙において開発若しくは実証すること又は非商業的な科学研究を行うことを目的として設計され、かつ、使用される人工衛星を意味する。
(2) 「研究開発ペイロード」とは、専ら、おのおのの国にとり新たな技術を宇宙において開発若しくは実証すること又は非商業的な科学研究を行うことを目的として設計され、かつ、使用されるペイロードを意味する。
(3) 商業目的で又は恒常的サービスを継続して提供するために設計され、又は、使用される人工衛星は、研究開発衛星ではない。
(4) 1988年以降利用され、又は、現在開発予定である日米両国の研究開発衛星の典型的な例が附属書Ⅲ及びⅣに掲げられる。
4. 日本国政府は、現行のCS-4計画を変更するための措置をとる。変更後の計画によれば、宇宙開発事業団は、3にいう研究開発衛星の定義に合致する日本国にとり新たな技術を宇宙において実証することを目的とする研究開発衛星を開発することとなる。
5. この政策は、日本国政府又は2にいう団体によるすべての衛星調達であって、1990年6月15日以降に開始され又は継続中であるものについて適用される。ただし、当該日より前に開発契約が法的に発効している衛星は例外とする。

附属書Ⅱ

(別紙「非研究開発衛星の調達手続」のとおり。)

附属書Ⅲ

(注)

日本の研究開発衛星の典型的な例

衛星名	打上げ年度
EXOS-D	88
MUSES-A	89
MOS-1b	89
IML-1	90
SEPA-C-A	90
FMPT	91
SOLAR-A	91
ERS-1	91
GEOTAIL	92
IML-2	92
ASTRO-D	92
ETS-VI	93
SFU	93
MUSES-B	94
ADEOS	94
JEM	97

(注) この手続において、全ての有人宇宙システムは研究開発衛星と定義される。

附属書Ⅳ

(注)

米国の研究開発衛星の典型的な例

OCEAN TOPOGRAPHY EXPERIMENT (TOPOX/POSEIDON)

COMET RENDEZVOUS ASTEROID FLYBY (CRAF)

CASSINI

COSMIC BACKGROUND EXPLORER (COBE)

HUBBLE SPACE TELESCOPE (HST)

ADVANCED COMMUNICATIONS TECHNOLOGY SATELLITE (ACTS)

EARTH OBSERVING SYSTEM (EOS)

MARS OBSERVER

GAMMA RAY OBSERVATORY (GRO)

ADVANCED X-RAY ASTROPHYSICS FACILITY (AXAF)

UPPER ATMOSPHERE RESEARCH SATELLITE (UARS)

GLOBAL GEOSPACE SCIENCE (GGS) PROGRAM - - POLAR, WIND

MANNED SPACE SYSTEMS

(注) この手続において、全ての有人宇宙システムは研究開発衛星と定義される。

日本の公共部門のコンピューター製品及びサービスの調達に関する措置

I. 全般的政策

- A. 公共部門におけるコンピューター製品（注）（周辺機器及びパッケージソフトウェアを含む。）及びコンピューターサービス（コンピューターの運用及びメンテナンス、コンピューターデータ入力、コンピューターシステム開発（ソフトウェアの開発及びシステムインテグレーションを含む。）、コンピューターソフトウェアのメンテナンスその他の関連サービス）、（以下、「コンピューター製品及びサービス」と総称。）の調達において、無差別待遇、透明性及び公正でかつ開かれた競争という原則に立脚した取引機会を拡大するために、日本政府（以下、「政府」。）は、公共部門の調達手続の一層の改善に積極的に努める。そのために、政府は、競争力のある外国系コンピューター製品及びサービスの調達拡大という目的を持ちつつ、ここに示す「日本の公共部門のコンピューター製品及びサービスの調達に関する措置」（以下、「本件措置」。）を実施する。
- B. 政府は、関税及び貿易に関する一般協定及び2012年3月30日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定（以下「改正協定」という。）の義務に対するコミットメントを再確認する。本件措置の実施に当たっては、改正協定の要件との整合性を確保しつつ行う。
- C. これらの政策を完全かつ効果的に実施するため、本件措置は、10万SDR以上の全てのコンピューター製品及びサービスに関して改正協定の附属書I日本国の付表1及び付表3に掲げる機関並びに附属書Iに示す追加的機関（以下「調達機関」という。）の調達を対象とする。スーパーコンピューターの調達は、「スーパーコンピューター導入手続」（平成26年3月31日関係省庁申合せ）の対象であり、本件措置の対象とはならない。
- D. 政府は、更に、1985年の「市場アクセス改善のためのアクション・プログラム」で政府調達について示された政策と措置を再確認し、競争力のある外国系コンピューター製品及びサービスの調整の分野において、かかる調達政策を引き続き実施することを確認するとともに、外国系コンピューター製造業者の日本の公共部門市場における販売拡大努力を歓迎する。
- （注）コンピューター製品には、製品の供給に付随するサービスの価額が当該製品の価額を超えない場合の当該サービスの調達を含む。

II. 政策及び手続

政府は、ここに公共部門のコンピューター調達に関する既存の政策及び手続を明確化するとともに、政策及び手続を策定し、実施する。政府は、競争力のある外国系コンピューター製品及びサービスの政府調達の拡大という目的を持ちつつ、無差別待遇、透明性及び自由でかつ開かれた競争機会を十分に確保するために、これらの政策及び手続を実施する。

(招請前段階)

1. 招請前情報が入手可能な場合には、内外の全ての潜在的供給業者に対して当該情報への平等なアクセスが保障されるとともに、かかる招請前段階に参加する機会が等しく与えられる。いかなる潜在的供給業者に対しても、事前情報に係る利点を与えられない。
2. 調達機関は、調達が計画されるコンピューター製品及びサービスの技術、予算、仕様、機能その他の側面について話し合われる技術委員会、諮問グループ、研究会その他同様の会合が設置される場合には、全ての潜在的供給業者に平等に参加する機会を与えることを確保する。
3. 1. 招請前段階で提供される情報は、特定の潜在的供給業者を排除したり、事前に適格とするために用いられてはならない。
3. 2. 調達を円滑に行うため、調達機関は、80万SDR以上の調達額と見込まれるコンピューター製品及びサービスの調達（単価500SDR以下の既製品を大量購入する場合、デジタルマーケットプレイスカタログサイトを参照してクラウドソフトウェア及び付帯サービスを購入する場合、行政サービスの継続性の観点から既存の仕様を繰り返し採用することが必要な場合、改正協定に規定する限定入札（随意契約）に該当する場合、不落となり、再度、同一内容の入札を行う場合及び技術的対話を経た一般競争入札に該当する場合を除く。）については、関心のある供給者が当該調達機関が作成した仕様書の案につき意見の提出を行うことができるよう、次の措置をとるものとする。なお、行政サービスの継続性の観点から既存の仕様を繰り返し採用することが必要な場合には、各省庁は、繰り返し採用する必要性についての具体的理由を含め、別紙1「5. 供給者の利便に資するための調達年度の当初における情報の提供」(2)に規定する年度当初のセミナーにおいて当該調達の概要について説明する。
 - (1) 調達機関は、入札公告（公示）の予定日の少なくとも30日前に、官報に仕様書の案の作成が完了した旨を公示する。当該公示を補完する上で必要な場合には、別紙1「3. 調達機関における調達前調査のための資料提供及び意見招請」において資料等を提供した供給者に招請状を送付し意見を求めるものとする。ただし、当該公示は、急を要する場合においては、その旨を明らかにして、供給者の対応が可能と認められる範囲内で、入札公告（公示）予定日までの期間を30日よりも短縮して行うことができる。
 - (2) 上記(1)に規定する仕様書の案の作成が完了した旨の公示（(3)及び(4)において「意見招請の公示」という。）においては、以下の事項を明らかにする。
 - (イ) 調達機関名及び連絡先
 - (ロ) 調達の内容（名称、数量）
 - (ハ) 仕様書案の入手先
 - (ニ) 意見の提出期限
 - (ホ) 説明会を開催する場合にはその旨の注記
 - (3) 上記(2)の(ニ)の意見の提出期限は、急を要する場合を除き、意見招請の公示の翌日から起算して少なくとも20日後の日とする。
 - (4) 調達機関は、意見招請の公示において明らかにした仕様書の案が関心のある供給者から

の意見の提出により改善が必要であると認め、仕様書の案を変更する場合には、当該公示又は招請状に基づき応募した全ての供給者に当該変更の内容を通知する。

(5) 上記の規定にかかわらず、上記(1)ただし書に規定する期間短縮を図っても対応できない緊急の事情がある場合、及び2.の会合が設置される場合や既存システムの運用保守であって意見の提出が想定されない等、調達機関が意見招請を不要と判断した場合には、上記(1)～(4)の意見招請手続を省略することができる。ただし、その場合には、入札公告(公示)においてその旨を明記する。

(6) 上記(1)～(4)の意見招請手続は、競争に参加しようとする全ての供給者の入札公告(公示)後における仕様書に対する照会を妨げるものではない。

(7) 調達機関は、上記(1)～(4)の意見招請手続をとる場合には、必要に応じ、入札前説明会を開催する。

(仕様)

4. 仕様は中立的な方法で策定される。調達が既存システムの代替又は既存システムとの接続のために行われる場合の仕様は、競争を排除するように策定されてはならない。業務目的のために不可欠でない内容は要求されない。

5. 最終的な調達仕様作成に直接関与した供給業者は、関与したことによって競争上の不公正な利点を享受する場合には、入札過程に参加することを認められない。ただし、調達機関が仕様の準備又は仕上げる過程を管理し、公正かつ無差別に進めているという状況の中で潜在的供給業者が調達機関に情報若しくは支援を提供する場合及び供給業者が調達機関の要請に応じて、自らの製品に関する仕様若しくはデータを提供する場合は、例外とする。このような場合、全ての潜在的供給業者に、参加する機会又は製品に関する仕様若しくはデータを提供する機会が与えられる。

6. 政府は、調達機関の調達担当官の仕様書作成の努力に関連する情報提供及び研修を統括し促進するプログラムを策定する。

(説明会)

7. 調達機関は、必要に応じ、コンピューター製品及びサービスの調達に関する説明会を開催する。これには、潜在的供給業者と調達機関とが技術面及び管理面に関して直接やりとりを行う機会が含まれる。

(入札及び応札手続)

8. 全ての潜在的供給業者に対し、調達機関の要求に対応するための公正かつ平等な機会が入札及び応札の過程において、与えられる。

9. 競争的調達が政府調達に係る政策及び慣行の基礎となっていることから、随意契約及び限定入札は改正協定によって認められる例外的な場合に限り用いられ、国内のコンピューター製品

及びサービス供給業者を優遇するようには用いられない。調達機関は随意契約の利用を縮減する。

10. 入札説明書及び評価基準は、全ての潜在的供給業者に平等な機会が無差別に提供されることが確保されるよう、公平に作成される。

11. 指名入札を含む入札制度は、国内のコンピューター製品及びサービス供給業者を優遇するようには用いられない。調達機関は、無差別な方法でのみ、調達に入札する供給業者の数を制限することができる。

(入札の評価)

12. 入札の評価は、全ての入札者に対する平等な取扱いが確保されるよう、透明性のある方法によって行われる。

13. 入札の過程において、技術評価及びシステム性能評価が適用される場合における当該評価は、全ての潜在的供給業者に対して同一の条件の下で実施される。如何なる検査基準についても全ての潜在的供給業者に対して同一のものをを用いる。

14. 全ての評価項目は、入札説明書に明記される。入札の評価は改正協定と整合した手続に従って行われ、以下の手続を含み得る。個々の調達機関は調達の目的と性格に応じて、入札手続を選択する。ただし、コンピューター製品又はサービスで、その予定価格が80万SDRを超える調達については、デジタルマーケットプレイスカタログサイトを参照してクラウドソフトウェア及び付帯サービスを購入する場合を除き、(b)の総合評価による調達を行う。

(a) 入札は、仕様に示された特定の技術及び他の評価基準を満たすか否かが評価され、評価基準を満たすもののうちで最低価格の応札を行った者が落札する。又は、

(b) 評価基準を満たすとともに、技術・機能及び価格／コストの要件に照らして最適の入札を行った供給業者が落札する。必要な場合には、入札説明書に明記された評価基準に相対的加重が適用される。価格／コスト評価は、調達の全ライフサイクルコストに基づいて行うことができる。

(落札に関する情報)

15. 最終選定が行われた後、調達機関は、落札に関する情報を公表し、落札しなかった供給業者からの要請がある場合には、落札しなかった理由について、落札したシステムの名称と相対的利点の情報を含む関連情報をその供給業者に対して早急に提供する。ただし、特定の供給業者の正当な商業上の利益や供給業者間の公正な競争を阻害するような情報はこの限りでない。

(将来の計画に関する情報)

16. 予算要求に関してある潜在的供給業者にとって利用可能とされた情報は、無差別に利用可能とされる。調達機関は、80万SDRを超える金額のコンピューター製品及びサービスの導入計画を、年度の可能な限り早い時期に官報で告示し、潜在的供給業者が右計画に関し文書及びコメントを提出できるよう一般的な招請を行う。

(調達機関毎の計画)

17. 本件措置に従って、各調達機関が本措置によって示された政策と手続を実施するために行っている努力あるいは将来行う努力を示す調達機関毎の計画を策定することが勧奨される。右計画は、毎年度毎に改定されることが勧奨される。

(入札苦情申立て制度)

18. 本件措置の対象となるコンピューター製品及びサービスの潜在的供給業者に対して、平等、適時、透明かつ効果的な入札苦情手続を提供するため、附属書Ⅱに掲載された公平な苦情処理制度が維持される。

(地方公共団体)

19. 政府は、地方公共団体に本件措置を通報し、本件措置と整合した完全に競争的な調達政策及び手続の趣旨に則った協力を要請する。

(マルチベンダ・オープン・システム)

20. 各省庁間の組織がマルチベンダ・オープン・システムのための環境を促進する作業を行うために設立される。内外のコンピューター企業に対し、マルチベンダ・オープン・システムの環境整備の支援を行うために公正、無差別に招請が行われる。

Ⅲ. 不公正な入札

不当廉売の禁止を含む独占禁止法規定に整合的な入札に基づいてコンピューター製品及びサービスの調達を行うことが政府の政策であることに鑑み、調達機関は、反競争的慣行に対処する適切な措置を講ずる。

A. 価格又はその他の点に関し、公正な競争を不法に阻害する入札が行われた場合には、この入札全体が無効とみなされ、調達機関は、落札に当たって当該入札を考慮の対象としてはならない。

B. 前記Ⅲ. A. に言及される入札を行った者は、原則として、当該コンピューター製品及びサービスの調達に再度入札する資格はないものとみなされ、右入札者の氏名が公表される。

C. 調達機関が、その調達（調達仕様書の作成を含む。）に関連し、不当に公正な競争を阻害する

慣行の存在を示すような情報を得た場合は、当該調達機関は、公正取引委員会が適切と判断する措置を発動することができるよう、かかる情報を適時に同委員会に対し提供する。

D. 前記の目的のために、調達機関は、公正取引委員会との間で、独占禁止法違反の可能性のある行為に関する情報の発見及び交換の手続を容易にするための連絡担当者を指名する。

附属書 I

(その他の準政府機関)

独立行政法人宇宙航空研究開発機構

株式会社商工組合中央金庫

新関西国際空港株式会社

日本財団

日本放送協会

日本勤労者住宅協会

附属書Ⅱ

苦情処理機構

1. 概論

コンピューター製品及びサービスの調達に当たっては、公正、かつ、開かれた競争及び本措置との整合性を確保するために、次の苦情処理手続が本措置の実施の日の30日後から実施される。

2. 調達審査委員会

2.1 本措置に基づくコンピューター製品及びサービスの調達に関する潜在的な供給者からの苦情を審査するための中立的な調達審査委員会（以下、「委員会」と呼ぶ。）が存続される。委員会は、審査の対象となるコンピューター製品及びサービスの調達の結果に関して実質的な利害関係を持つものであってはならない。

2.2 委員会は、苦情を文書で受理し、機関によるコンピューター製品及びサービスの調達に関するいかなる事項に関しても事実関係を調査し、提案を行う。

2.3 除外及び回避

（1）委員会は、公的分野の調達に関する有識者で構成する。苦情に関する審査に当たり利害関係を有する委員は参加できない。

（2）申し立てられた苦情に関して利害関係を有すると認める委員は、委員長の許可を得て、当該苦情の検討に参加することを回避することができる。

3. 調達審査手続

3.1 潜在的な供給可能者は、この手続の精神又は条項に反する形で調達が行われたと判断する場合には、委員会に対し、苦情を申し立てることができる。また、潜在的な供給可能者は、独占禁止法に違反する入札を行った者が落札したとの判断する場合も苦情を申し立てることができる。潜在的な供給可能者が、本措置の違反があると考えer場合には、まず当該調達を行った機関との間で解決を求めることが奨励される。

3.2 苦情申し立ての時期

（1）苦情は、調達手続のいずれの段階であっても申し立てることができるが、苦情の要因が判明した時又は判明し得る状態になった後10日以内に申し立てなければならない。潜在的な供給者は、委員会に苦情を申し立てた後1日以内にその写を調達機関に提出する。

（2）委員会は、苦情申し立ての書類に不備があると認めるときは、当該苦情を申し立てた者に対し、その補正を求めることができる。この場合において、不備が軽微なものであるときは、委員会は職権で補正することができる。

（3）委員会は、適時に申し立てられなかった苦情であっても正当な理由があるもの又は本措置の目的上重要な意味を持つものであればこれを受理できる。

3.3 委員会は申し立て後10作業日以内に苦情を審査し、次の各号に該当する場合には、その理由を付して、文書で却下することができる。

- (1) 申し立てが適時に行われなかった場合
- (2) 本措置の対象外の調達の場合
- (3) 軽微で無意味な申し立ての場合
- (4) 潜在的な供給者からの申し立てではない場合
- (5) その他の場合であって、委員会が審査するのが適当でない場合

3.4 委員会は、苦情が正当に申し立てられたと認める場合には、当該調達に関係する全ての潜在的な供給者に対して1日以内に文書で通知する。

3.5 落札又は調達手続の停止

- (1) 委員会は、落札に至る前の段階で苦情申し立てを受理したときは、苦情処理に係る期間内は調達手続を停止する旨の要請を当該苦情の申し立て後12作業日以内に文書で行う。
- (2) 委員会は、落札後に苦情申し立てを受理したときは、苦情処理に係る期間内は契約執行を停止する旨の要請を当該苦情の申し立て後10日以内に文書で行う。
- (3) 調達機関は、委員会からの要請を受けたときには、原則として調達手続又は契約執行を停止する。
- (4) (3)の場合において、関係調達機関の長がやむを得ない状況にあるため、機関として委員会の要請に従うことができないと判断する場合には、その旨を理由とともに直ちに委員会に文書をもって通知しなければならない。委員会は当該通知のあった後直ちに当該文書の写しを苦情申立人及び政府調達苦情処理推進会議に送付する。
- (5) (4)の通知があった場合には、委員会は、当該理由が認めるに足りるものかどうかを判断し、その旨を直ちに苦情申立人、政府調達苦情処理推進会議及び関係調達機関に文書をもって通知しなければならない。

3.6 調査

- (1) 委員会は、申し立て者及び機関による説明、要請及びその他の文書の提出等を通じて、苦情に関する調査を行う。
- (2) 委員会は、申し立て者若しくは機関の要請により、又は委員会の判断により、苦情に関する公聴会を開くことができる。

3.7 機関の報告

- (1) 調達機関は、苦情の写の送付を受けた後25日以内に、委員会に対し、次の事項を含む苦情に関する完結した文書による報告を提出する。
 - (イ) 要求要件に係る文書（苦情に関連する仕様を含む）
 - (ロ) その他苦情に関連する文書
 - (ハ) 機関の有する全ての事実関係、調達機関の行為及び提案が明記され、かつ、全ての苦情申し立て事項に十分応えている説明文
- (ニ) 苦情を解決する上で必要な追加的事実関係又は情報
- (2) 委員会は、上記(1)の報告を受領した後、速やかに関係文書の写を申し立て者に送付するとともに申し立て者に対し、関係文書の受領後7日以内に、委員会に対しその意見を提出するか又は当該文書に基づき決定が行われるべき旨の要望を提出する機会を与える。委員会は、意見を受領した後、速やかにその写を調達機関に送付する。

3.8 参加者：調達機関及び当該調達に直接の経済的利害を有する潜在的な供給可能者は、苦情

処理手続に参加できる。

4. 事実関係の認定及び提案

- 4.1 委員会は、苦情が申し立てられた後90日以内に、認定した事実関係と提案に関する報告書を作成する。事実関係の認定において委員会は、苦情の全て又は一部を認めるか又は却下するかを明らかにするとともに、調達の手続又は落札が本措置の精神又は一部の条項に反して行われたものかどうかを明らかにする。
- 4.2 (1) 不当廉売を禁ずる独占禁止法の規定に違反して入札を行った者が落札した可能性が高いと委員会が認定する場合には、委員会は、当該調達につき公正取引委員会に通報し、独占禁止法違反の有無を認定すること及び適切な措置をとることを要請する。
(2) 委員会は、調達機関に対し、上記の通報に係る行為について公正取引委員会が最終的な結論を出すまでの間、調達機関に対して当該契約の執行を停止するよう要請する。調達機関は委員会からの要請を受けた場合には、原則として契約の執行を停止する。公正取引委員会の通知を受けた後、委員会は、苦情に関する審査を終了するが、公正取引委員会が独占禁止法違反があると認定した場合には、委員会は、当該調達機関に対し、4.4に掲げる措置をとるよう提案する。
- 4.3 委員会は、事実関係の認定と提案を行うに当たり、調達手続に係る瑕疵の程度、全ての供給可能者に対する取扱いの差異の程度、本措置との整合性及びその有効性の程度、参加者の誠意並びに当該契約がこの手続に関連している程度等、調達と落札に関する全ての事実関係を考慮するものとする。
- 4.4 委員会は、本措置の精神又は条項に違反するとの認定に至った場合には、次に掲げる一又は複数の適切な是正策を提案する。
 - (1) 新たに入札手続を行う。
 - (2) 入札条件は変えず再度入札を行う。
 - (3) 入札を再審査する。
 - (4) 他の供給者を落札者とする。
 - (5) 契約を破棄する。
- 4.5 委員会は、報告書の作成後1日以内に事実関係の認定を文書の形で提案するとともに、苦情申し立て者、当該調達機関及び他の潜在的な供給可能者に送付する。認定結果に関し外国関係者からの照会がある場合には、外務省がこれを扱う。
- 4.6 調達機関が委員会の提案を受け入れない場合には、調達機関は、報告書の作成後1日以内にその決定と理由を委員会に送付する。この機関の決定に関し、外国関係者からの照会がある場合には、外務省がこれを扱う。
- 4.7 委員会がその審査の過程で法令に違反する行為の証拠を見出した場合には、委員会は、関係当局が適切な措置をとり得るよう当該証拠を関係当局に提出する。

5. 迅速審査

- 5.1 苦情申し立て者又は機関が文書で苦情に対する迅速な処理の要請を行う場合には、委員会は、本項に定める手続（以下「迅速審査」という。）に従い、苦情処理を行うことを考慮する。

5.2 委員会は、迅速審査の要請を受領した後2日以内に迅速審査を適用するか否かを決定し、苦情申し立て者及び機関に対しその旨を通知する。

5.3 迅速審査が適用される場合に期限と手続は、次のとおりとする。

(1) 調達機関は、委員会により迅速審査適用の通知を受けた後10日以内に3.7に定める報告書を委員会に提出する。委員会は報告書を受領後、速やかに苦情申し立て者に関係書類を送付する。委員会は、苦情申し立て者に対し、関連書類の受領後5日以内に委員会に意見を提出するか又は当該関係書類に基づき決定が行われるべき旨の要望を提出する機会を与える。委員会は、意見書を受領後速やかにその写を調達機関に送付する。

(2) 委員会は、苦情に関する事実関係認定及び提案を苦情申し立て後45日以内に文書で行う。

日本の公共部門における電気通信機器及びサービスの調達に関する措置

I. 一般方針

1. 日本の公共部門における電気通信機器及びサービスの調達に関する本措置（以下「措置」という。）の目的は、内外無差別、透明、公正、競争的かつ開放的な政府調達手続を確保することにある。この目的を達成し、日本の公共部門の調達における競争力ある外国の電気通信機器及びサービスの調達拡大を意図して、日本国政府（以下「政府」という。）は以下で定める措置を実施する。
2. 政府は、2012年3月30日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定（以下「改正協定」という。）に対する支持を表明する。措置は、改正協定が要求する事項に加えて実施されるものであり、また、措置の実施に当たっては改正協定との整合性が確保される。
3. 措置は、10万SDR以上のすべての附属書3に定義された電気通信機器及びサービスに関し、附属書1及び2に掲げる機関（以下「機関」という。）による購入、リース、レンタル、割賦その他のすべての契約手段による調達に対して適用される。

II. 内国民待遇及び内外無差別

1. 措置が適用される調達に関して、政府は、外国の製品及びサービス並びに外国の供給者であって外国の製品及びサービスを提供する者に対し、次の待遇よりも不利でない待遇を与える。
 - (1) 国内の製品及びサービス並びに供給者に与えられる待遇
 - (2) 当該外国以外の外国の製品及びサービス並びに供給者に与えられる待遇
2. 措置が適用される調達に関して、政府は、次のような取り扱いをしない。
 - (1) 国内に設立された供給者を当該供給者が有している外国企業等との関係（所有関係を含む。）の程度に基づいて、国内に設立された他の供給者より不利に取り扱うこと
 - (2) 国内に設立された供給者を、特定の調達に関し、当該供給者により供給される製品又はサービスが外国の製品又はサービスであることに基づき差別すること

III. 措置の対象となるすべての調達に適用される方針及び手続

1. 将来の調達計画

機関は、措置の対象となる電気通信機器及びサービスの調達情報（①機関名及びその住所、②調達の内容（名称、数量）、③入札公告の予定時期）を、年度の可能な限り早い時期に官報で公示し、供給者が資料、意見その他の調達に必要な情報を提出することを招請する。機関は、供給者から提出された情報に対して十分な考慮を払う。官報で公示された調達関連情報については、第IV章3. で定める機関の窓口において閲覧に供する。ただし、本項の公示以前に入札公告又は下記5. の意見招請を行っている場合は、本項の情報提供の手続は省略できる。

2. 一般的必要事項

2. 1 機関は、電気通信機器及びサービスの調達が必要となった場合、最大限可能な限り競争を促進することを目的として、また機関が取得可能な最も適切な電気通信機器及びサービスによりその必要を満たすことを確保するために、調達計画を立てるとともに必要に応じ市場調査を行う。
2. 2 機関の予算要求に関して何れの供給者にとって利用可能とされた情報も、無差別に利用可能とされる。機関は、予算要求の作成及び仕様の作成の開始から、入札説明書の発行及び契約の落札に至るまでの調達の如何なる段階においても、当該供給者を他の供給者より優遇することになるような事前情報をいかなる供給者に対しても与えない。機関は、すべての内外の供給者に対し、すべての入札前情報に対する平等なアクセスを与えるとともに入札前の活動への参加に平等な機会を提供する。機関は、入札前段階で入手した情報を供給者を排除するために用いない。
2. 3 機関は、調達される電気通信機器及びサービスの技術、予算、仕様、機能又はその他の側面について話し合われる技術委員会、諮問グループ、研究会その他同様の会合が設置される場合、すべての供給者に対し平等に参加するための機会を与えることを確保する。
2. 4 供給者の資格の審査
 - (1) 機関は、入札手続における供給者の資格審査に際し、外国の供給者の間又は国内の供給者と外国の供給者との間に差別を設けない。
 - (2) 機関は、入札手続への参加のためのいかなる条件も、供給者が当該入札に係る契約を履行する能力を有していることを確保するために不可欠なものに限定する。
 - (3) 機関は、毎年、資格審査のための招請を官報に公示する。これには入札参加のための客観的かつ特定された資格要件が示される。
 - (4) 供給者が資格を有するか否かを決定するにあたり、機関はその自己資本額及び国外での営業も考慮する。
 - (5) 機関は、特定の調達のために入札公告がなされた後の期間を含め、如何なるときも供給者が資格を得られる機会を与える。資格の有効期間は次の定期審査までの期間とする。ただし、定期審査で資格を得た場合には、資格は2年又はそれ以上とする。
 - (6) 機関は、供給者に対して資格審査の結果を書面で通知する。供給者が資格を得られない場合、機関は当該供給者に対して、資格が無いとした理由及び資格が得られない旨の通知を受け取ってから7日以内にさらなる説明を要請する資格がある旨通知する。
2. 5 機関は、調達のための調査や設計サービスを請け負った供給者又はその関連会社が、当該関与によって競争上の不公正な利点を享受する場合には、入札過程に参加することを認めない。ただし、措置に定める意見招請手続を採ることとされている調達の契約に当該サービスが含まれる場合はこの限りでない。
2. 6 機関は、前の契約を引き続く契約は、措置に定める手続に従う別個の調達として扱う。措置に定める手続に従って結ばれた契約における選択又は更新規定の運用の結果として結ばれた契約は、引き続く契約とはみなされない。
2. 7 機関は、
 - (1) 措置の適用を避ける目的又は特定の供給者を利する目的で調達計画を準備、立案しては

ならない、

- (2) また、第 I 章で定める基準額未満に契約額を引き下げる目的で調達契約を分割してはならない。

2. 8 機関は、

- (1) 調達契約の評価を協定、改正協定及び措置に合致する形で行い、当該契約が措置の対象となるかどうかを判断するに当たって改正協定及び措置を遵守する。
- (2) 措置の適用を避けることを目的として、特定の契約額算出方法を採用しない。

3. 入札手続

- 3. 1 機関は、電気通信機器及びサービスの調達について、最大限可能な限り、一般競争入札手続を用いる。

- 3. 2 政府は、その機関の入札手続が、

- (1) 無差別に適用され、
- (2) 競争を減ずる効果をもたらす形で、特定の供給者に特定の調達に関する情報を提供せず、
- (3) 措置の規定に合致することを確保する。

4. 随意契約の制限

- 4. 1 機関は随意契約の利用を縮減する。

- 4. 2 競争的調達が政府調達に係る政策及び慣行の基礎となっていることから、随意契約は、改正協定において正当化される例外的な場合にのみ使用され、国内又は外国の電気通信機器及びサービスの供給者を優遇又は排除するため、或いは措置の内容、趣旨又は目的に矛盾する態様で用いられない。

- 4. 3 機関は、競争に付したが入札がない場合、再度の入札をしたが落札者がいない場合、極めて緊急を要する場合又は公募（入札参加者を募る行為及びデジタルマーケットプレイスカタログサイト登録事業者を募る行為）を経た場合を除き、措置の対象となる随意契約による調達案件につき、契約の少なくとも 40 日前に以下の事項を官報に公示する。

- (1) 当該調達案件の概要（調達数量を含む）
- (2) 契約予定日
- (3) 随意契約とした改正協定上の理由
- (4) 随意契約が予定される相手方と協議が開始されている場合には、当該協議を開始している者の名称

5. 意見招請

5. 1 資料提供招請

機関は、契約額が 38.5 万 SDR を超えると見込まれる調達（既存の供給品又は設備との接続性の要件により既に確定した仕様書を繰り返し使用する場合を除く。）については、急を要する場合、改正協定に規定する限定入札（随意契約）に該当する場合、不落となり、再度、同一内容の入札を行う場合及び技術的対話を経た一般競争入札に該当する場合を除き、年度開始又は年度開始前の可能な限り早い時期に次の措置をとるものとする。また、契約額

が38.5万SDR以下になると見込まれる調達については、機関は、供給者からの資料等の提出を求めなければ、適切な仕様等を決定することが困難であると決定する場合には、次の措置をとることができる。

- (1) 機関は、予定される調達案件に係る基本的な要求要件に関する資料その他必要な情報の提供招請につき官報に公示を行うとともに、供給者の要請に応じ、その写しを提供する。
当該公示が行われた場合、供給者は、機関による資料提供招請が行われている当該調達に関する当該機関の実際の調達必要性について資料及び意見を提出することができる。
- (2) 官報の公示には、以下の事項を明らかにする。
 - (イ) 調達機関名及び連絡先
 - (ロ) 調達の概要（名称、数量及び調達に必要とされる基本的な要求要件）
 - (ハ) 資料等の提供期限
- (ニ) 説明会を開催する場合にはその旨の注記
- (3) 上記（ハ）の提出期限は、急を要する場合を除き、資料等の提供招請の公示の翌日から起算して少なくとも30日以降の日とする。
- (4) 上記（2）の公示についての修正又は追加を行う場合、機関は同時に資料等の提供招請に応じたすべての供給者に当該修正又は追加の情報を提供する。当該修正又は追加の情報が上記（2）（ロ）の調達の概要である場合、供給者が当該修正や情報について十分検討し、対応できるよう少なくとも30日を提供する。

5. 2 仕様書案に対する意見招請

機関は、(1) 改造された製品若しくはサービス又は特別に開発された製品若しくはサービスの調達、(2) 単価500SDR以下の製品又はサービスを大量購入する場合を除く38.5万SDRを超える既製品又はサービスの調達、或いは(3) その他機関が自らの判断により、意見招請を必要とする調達につき、改正協定に規定する限定入札（随意契約）に該当する場合、不落となり、再度、同一内容の入札を行う場合、技術的対話を経た一般競争入札に該当する場合並びにデジタルマーケットプレイスカタログサイトを参照してクラウドソフトウェア及び付帯サービスの調達を行う場合を除き、関心のある供給者が当該機関が作成した仕様書の案につき意見の提出を行うことができるよう、次の措置をとるものとする（供給者は、仕様書の案に加え、調達費用の見積もりに関する供給者の意見を含め、その他の技術情報又はその他の調達関連事項について資料及び意見を提出することができる）。ただし、急を要する場合においては、具体的理由を意見招請の公示に明記して、供給者の対応が可能と認められる範囲で期間を短縮することができる。この場合、期間短縮を図っても対応出来ない緊急の事情がある場合には、上記の規定にかかわらず、下記（イ）～（ニ）の一部又は全部を省略することができる。ただし、その場合には、入札公告において具体的理由を明記する。

また、既存の供給品又は設備との接続性の要件により既に確定した仕様書を繰り返し使用する必要がある場合には、第III章1.の公示の際に右の具体的理由を明記する（これがとり得ない場合には、事前に右具体的理由を官報に公示する）ことで代替することができる。ただし、供給者より本項の意見招請手続を採ることの要請が、第III章1.の公示の日（これがとり得ない場合には具体的理由を官報に公示した日）の翌日から起算して10日以内に

あった場合には、本項に規定する意見招請手続を採ることとする。

(イ) 機関は、入札公告（公示）の予定日の少なくとも60日前に、官報に仕様書の案の作成が完了した旨を公示する。また、供給者の要請に応じ、意見招請の写しを速やかに送付する。

(ロ) 仕様書の案の作成が完了した旨の公示においては、以下の事項を明らかにする。

- ① 調達の内容（名称、数量）
- ② 仕様書案の入手先
- ③ 意見提出の期限
- ④ 調達機関名及び連絡先
- ⑤ 仕様書案説明会を開催する場合にはその日時及び場所
- ⑥ 調達に係る下請けに対して関心ある供給者が係る関心を表明することを求める旨の招請

(ハ) 上記③の意見の提出期限は、意見招請の公示の翌日から起算して少なくとも30日以後の日とする。

(ニ) 機関は、意見招請の公示において明らかにした仕様書の案が関心のある供給者からの意見の提出により改善が必要であると認め、仕様書の案を変更する場合には、当該調達案件に関心を表明した内外のすべての供給者に当該変更の内容を通知する。この場合において、提出期間については、供給者が当該変更の内容や情報について十分に検討し、対応できるよう入札公告の公示前に十分な期間を提供する。

6. 技術仕様

6. 1 機関は、技術仕様を定めるに当たり、適当な場合には、

(1) デザイン又は形状の特徴よりも性能の観点から具体的に記し、また、

(2) 国際規格が存在する場合にはこれに基づくものとし、それ以外の場合には国内強制規格又は認められた国内任意規格に基づくものとし、事実上の国際規格を用いることに対しても十分な考慮を払うこととする。

6. 2 機関は、性能基準を規定するために必要最低限の詳細を記した技術仕様を作成する。

機関は、性能基準に必須でない特徴は要求しない。

6. 3 機関は公平な方法で仕様を作成する。機関は外国の供給者を含むいかなる供給者に対しても障壁を設ける意図をもって、技術仕様を立案、制定又は適用しない。当該調達が既存システムの代替又は既存システムとの接続のために行われる場合には、仕様は競争に障害をもたらすように策定されない。

6. 4 機関は、次の場合を除き、調達の仕様作成に直接関与したいかなる供給者も入札過程に参加することを認めない。

(1) 第 III 章 5. の意見招請に従い供給者が意見を提供する場合であって、このような参加の結果がいかなる供給者に対しても不公正な競争上の利点とならない場合

(2) 機関が仕様の準備又は仕上げの過程を管理し、公正かつ無差別に進め、また、すべての供給者に情報及び支援の提供につき同等の機会を与えているという状況の中で、供給者が機関に情報若しくは支援を提供する場合

(3) 供給者が機関の要請に応じて、自らの製品に関する仕様又はデータを提供する場合であつて、すべての供給者に対して、平等かつ無差別に、参加する機会又は製品に関する仕様若しくはデータを提供する機会が与えられる場合

6. 5 機関は、特定の商標、商号、特許、デザイン若しくは型式又は産地若しくは生産者若しくは供給者を特定せず、当該案件の説明においてこれらに言及しない。ただし、これらを用いなければ十分に明確な又は理解しやすい当該要件の説明を行うことができない場合に、その入札説明書に「又はこれと同等のもの」というような文言を付すときは、この限りでない。

7. 入札公告

7. 1 機関は、特別の事情が無い限り入札期限の少なくとも50日前、また如何なる場合にも少なくとも40日前に入札公告（公示）を行うことにより、あらゆる供給者に調達に参加するよう呼び掛けるものとする。ただし、デジタルマーケットプレイスカタログサイトを参照してクラウドソフトウェア及び付帯サービスを購入する場合において改正協定の規定に該当するときは、入札公告（公示）期間を短縮して公示を行うことができるものとする。

7. 2 機関は、すべての入札公告を官報への公告後速やかに、第IV章3. で定める機関の窓口で閲覧に供する。

7. 3 入札公告は、供給者が当該調達に参加するか否かに関する決定を行うため、次の情報を含め、必要かつ十分な情報を含める。

(1) 調達案件

(2) 入札の評価方法

(3) 入札説明書の入手場所

(4) 入札前説明会が開催される場合にはその日時及び場所

(5) 入札書の受領期限及びあて先

7. 4 機関は、入札公告から入札受領期限までの間に、公告内容を修正する場合には、修正した内容を速やかに官報に公示すると共に第IV章3. で定める機関の窓口で閲覧に供する。

8. 入札説明書

8. 1 機関は、自らの必要性を供給者に伝え、供給者より入札を招請するために、入札説明書を使用する。

8. 2 機関は、平等な機会が無差別にすべての供給者に提供されることを確保するために公平な方法で、入札説明書（総合評価方式を使用する場合には評価基準を含む。）を作成する。

8. 3 機関は、入札説明書の作成過程において、措置に定める手続に従う場合を除き、特定の供給者から、当該供給者を他の供給者より優遇することになるようないかなる形の支援も受けない。

8. 4 供給者に提供される入札説明書には、供給者が有効な入札を行うために必要なすべての情報（調達計画の公示において公表すべき情報（入札説明書に対して支払うべき金額及びその支払条件を除く。）及び次の事項に関する情報を含む）が記載される。

(1) 入札書を送付すべき機関のあて先及び調達責任者の氏名

- (2) 補足的な情報を要請する場合においてその要請を送付すべきあて先
- (3) 入札書及び入札に係る文書の作成に用いる言語
- (4) 入札書の受領の最終日時及び入札書が受領される期間
- (5) 開札に立ち会うことが認められる者並びに開札の日時及び場所
- (6) 供給者に要求される経済上及び技術上の要件、資金上の保証並びにその他の情報又は文書
- (7) 要求される製品又はサービス及びこれに関する要件についての完全な説明（技術仕様、適合性の証明、必要な設計図、図案及び解説資料を含む。）
- (8) 落札決定に際しての全ての基準（評価に際して重要度に応じて重み付けされた項目及びその細項目、考慮すべきその他の全ての要素。右は輸送費、保険料及び検査費等入札価格を評価する際に含める費用の要素を含む。）
- (9) 支払条件
- (10) 入札前説明会が開催される場合にはその日時及び場所
- (11) その他の条件

8. 5 機関は、

- (1) 入札説明書を、入札公告時に用意する。
- (2) 供給者からの要請に応じ、入札説明書を速やかに送付する。
- (3) 入札の手續に参加する供給者からの当該入札説明書に係る情報についての合理的な要請に速やかに応じる。ただし、その情報は、競争者よりも当該供給者を落札に関し有利とするものであってはならない。
- (4) 仕様、基準及び入札説明書におけるその他の条件を含め、入札説明書の準備に関する供給者とのやり取りを機関に対して不必要な責務を課すことになる場合を除き、速やかに記録に留める。

9. 入札前説明会

- 9. 1 機関は、第ⅡⅡ章5. に規定する意見招請の手續を採ることとされている調達を行う場合には必要に応じ、入札公告に定めた入札受領期限の少なくとも30日前に、調達に関する入札前説明会を開催する。当該説明会では、当該調達案件の技術面、管理面等について、当該機関と供給者が直接やりとりを行う機会を設けることや、全ての供給者が入札に関する情報を得るための均等な機会を設けることも行われる。
- 9. 2 機関は、入札前説明会への出席を入札応募の前提条件とせず、入札の評価に当たって考慮しない。

10. 入札の評価

- 10. 1 機関は、入札を評価し供給者を選定する際には、以下を意図した選定手續を使用する。
 - (1) 競争の最大化
 - (2) 入札説明書、評価、選定の複雑な面の最小化
 - (3) 供給者が提出した入札に対して中立的かつ包括的な評価の確保

10.2 機関は、入札を行うすべての供給者に対して公平な取扱いが確保されるよう透明性のある方法で入札を評価する。

10.3 機関は、入札の過程で技術評価及びシステム性能評価を行う場合には、すべての供給者に対して同等の条件の下で実施する。また、いかなる検査基準もすべての供給者に適用され、かつ供給者の要請に応じてこれを提示する。

10.4 機関は、次のとおり入札を評価する。

(1) 機関は、(a) 改造された製品若しくはサービス又は特別に開発された製品若しくはサービスの調達、(b) 単価500SDR以下の製品又はサービスを大量購入する場合を除く38.5万SDRを超える既製品又はサービスの調達、或いは(c) 既存の供給品又は設備との接続性の要件により既に確定した仕様を繰り返し使用する必要があり、かかる仕様を繰り返し使用した38.5万SDRを超えるすべての調達について、総合評価方式の使用により入札の評価と契約を行うものとする。ただし、大幅な仕様の変更がなく、期間の延長等を行う場合又はデジタルマーケットプレイスカタログサイトを参照してクラウドソフトウェア及び付帯サービスを購入する場合を除くものとする。機関は、その他の調達においても、自らの判断により、総合評価方式を使用することができる。

(2) 上記(1)に定める総合評価方式の使用を選択する場合を除き、入札は仕様に示された特定の技術及び他の評価基準を満たすか否かで評価され、評価基準を満たすものの中で最低価格の応札を行った者が落札する。

10.5 機関は、総合評価方式に基づいて入札の評価を行う場合には、以下の手順を適用する。

(1) 機関は、機関にとっての総合的最大価値に基づいて入札を評価する。この評価は、機能的及び性能的要因、価格、その他入札説明書に特定された要因のみを考慮して決定する。機関は、入札説明書に記載された相対的重み付けを評価基準に適用する。また、価格／コスト評価は調達の全ライフ・サイクル・コストに基づかせることができる。

(2) 仕様書策定の過程及び落札のための評価手続の一部として原型（プロトタイプ）の実施試験を義務づけることができる。ただし、かかる要件が第III章5.の意見招請又は入札説明書の中で記され、実験が開放的かつ公平な方法で実施されることが条件とされる。

(3) 機関は、総合評価方式を使用する場合、公式に入札説明書を修正し、当初と同じ方法で同じ供給者に対し、修正後の入札説明書を提供しない限り、評価項目及びこれらの項目の特定の調達における相対的重み付けを変更しない。

(4) 機関は、評価手続が終了した後、現実的な範囲で可能な限り速やかに落札を行う。

(5) 機関は、入札の評価及び全ての評価項目の得点及び落札決定に責任を有する関係者氏名を含め、入札の評価及び落札結果を直ちに記録に留める。

10.6 如何なる供給者も入札後にその内容を修正することは認められない。

11. 落札情報

11.1 機関は、評価手続の終了後できる限り早く落札者を決定し、選定結果と落札価格を官報に公示すると共に落札者とされなかった入札者に対し速やかに当該情報を通知し、第IV章3.で定める機関の窓口で閲覧に供する。

1 1. 2 機関は、落札できなかった供給者から要求があった場合、選定されなかった理由、落札した供給者の名前及び総合評価方式が使用された場合には落札の相対的な利点を速やかに提供する。

1 1. 3 機関は、1 1. 2 に従って提供する情報を含め、

(1) 供給者の営業上の秘密、製造過程、知的財産、その他商業上の秘密を第三者に開示せず、また、

(2) 供給者の正当な商業上の利益又は供給者間の公正な競争を損なうような情報を第三者に提供しない。

1 2. 落札後の契約修正

契約価格を10万SDR又はそれ以上引き上げる契約範囲の修正は、新たな調達として、措置に定める手続を適用する。ただし、大幅な仕様の変更がなく、期間の延長等を行う場合を除くものとする。

1 3. 下請けの取扱い

機関は、第Ⅲ章1. で定めるところに従って電気通信機器及びサービスの調達情報を公示する際、及び、意見招請を公示する際、当該調達に係る下請けに対する関心を供給者が表明することを求める旨の公示を行う。機関は、リストにある供給者の能力についてなんら責任を負わないという前提で、関心を表明した潜在的下請け業者リストを作成し、第Ⅴ章3. で定める機関の窓口で閲覧に供すると共に、要請のあった供給者及び意見招請に応えた供給者に対して提供する。また、機関は、当該リストを供給者に配布される入札説明書に添付する。

Ⅴ. 補助的措置

1. 調達情報の提供方法の改善

機関は、電気通信機器及びサービスの政府調達に関心を有する内外の供給者の利便に資するため、「政府調達手続に関する運用指針」（平成26年3月31日関係省庁申合せ）6. で示された手続を最大限活用する。

2. 措置のフォローアップ

措置の効果的実施を確保する観点から、以下を含む具体的方策を検討するためのフォローアップの場を設ける。

2. 1 政府は、複数の機関によって調達される電気通信機器及びサービスの調達に関し、無差別かつ簡略化された仕様を作成するための標準的なマニュアルを研究するための委員会を設置する。当該委員会においては、無差別かつ簡略化された仕様のための標準的なマニュアルを作成するため、統一的仕様を作成することが適当な分野を特定するよう努める。

2. 2 政府は、実行可能な範囲内で、全ての機関によって使用され措置との整合性を有する電気通信機器及びサービスの入札説明書の標準的なフォーマットを、作成するための委員会を設置する。

2. 3 研修

政府は、特に仕様の作成を含む措置の実施に関して、機関の調達担当者に対する研修プログラムを設ける。

3. 中央窓口

機関は、すべての電気通信機器及びサービスの調達についての一般的な情報及び措置の対象となる調達についてのより特定された情報を提供する中央窓口を設置する。

4. 会合

4. 1 機関は、機関の調達実施に当たる職員及び内外の供給者を対象とし、機関の主たる短期的調達計画及び予算上の留保を付した上で、より長期的な調達の見通しについての情報につき話し合う年次会合を開催する。会合の開催は、当該機関が政府又は他の機関が設置する同様な会合に参加することで代替することもできるが、措置の対象となる電気通信機器及びサービスの前年度の調達額が500万SDR以上である機関は、当該機関による独自の会合を開催することとする。

4. 2 機関は、上記4. 1の会合を実施する場合、会合の少なくとも30日前に官報に会合の公示を行う。

5. 調達に係る会合等

政府は、公式、非公式にかかわらず、民間のみ又は政府と民間の関係者が参加する電気通信機器及びサービスの公共部門における調達に主として関係する委員会又は同様な会合を発足させる場合には、当該会合の発足に係る情報を官報に公示する。

V. 不公正な入札

1. 不当廉売の禁止を含む独占禁止法規定に整合的な入札に基づいて電気通信機器及びサービスの調達を行うことが政府の政策であることに鑑み、機関は反競争的慣行に対処する適切な措置を講ずる。

2. 供給者が、価格又はその他の点に関し、公正な競争を不法に阻害する入札を行った場合には、機関は、この入札全体を無効とみなし、落札の際に当たって当該入札を考慮の対象としない。

3. 機関は、前記2. に言及される入札を行ったいかなる供給者も当該電気通信機器及びサービスの調達に再度入札する資格はないものとみなし、また、機関は右供給者の名前を公表する。

4. 機関が、その調達（調達仕様書の作成を含む。）に関連し、公正な競争を阻害する慣行の存在を示すような情報を得た場合は、当該機関は、公正取引委員会が適切と判断する措置を発動することが出来るよう、かかる情報を適時に同委員会に対し提供する。

5. 前記の目的のために、機関は、公正取引委員会に対し、独占禁止法違反の可能性のある行為に関する情報の発見及び交換の手続を容易にするための連絡担当者名を提供する。

V I . 都道府県及び政令指定都市への勧奨

政府は、都道府県及び政令指定都市に対して、20万SDR以上の調達については、地方の実情及び関連法令の規定を踏まえ、本件措置に準じた必要な措置を原則として採るよう勧める。

なお、20万SDR以上の調達に係る苦情処理については、政府は、都道府県及び政令指定都市に対し、所要の処理体制の整備を検討するよう勧める。

V I I . 措置の実施状況のレビュー

政府は、措置が適用される調達に関して、措置が電気通信機器及びサービスの調達の無差別性、透明性、開放性、競争性及び公正さの向上にどの程度資しているかを評価し、更に措置の実施における具体的問題に対処することを目的として措置のレビューを自主的に実施する。関係者会議は、毎年1回開催することとし、また必要に応じ適宜開催する。同会議の事務は内閣官房副長官補が所掌する。同会議においては、統計等を活用し、措置の実施状況及び供給者の活用状況を点検するとともに内外企業・団体からの意見を聴取する機会も設ける。

V I I I . 定義

措置の目的のため、

「日」とは、暦の上の日をいう。

「国内に設立された供給者」とは、その資本の出处如何に拘らず、日本国内に設立された供給者をいう。

「供給者」とは、入札公告に応じて製品又はサービスを提供した、または提供が可能な者をいう。

「関連会社」とは、(a) 調査や設計サービスを請け負った供給者が支配している又は支配されている会社、若しくは、(b) 調査や設計サービスを請け負った供給者を支配している会社に支配されている別の会社をいう。この場合、「支配」とは、当該関連会社が株式会社である場合、その発行株式の総数の過半数に当たる株式を有すること、当該関連会社が有限会社である場合、その資本の過半数に当たる出資口数を有することをいう。

「改造された製品若しくはサービス」とは、意見招請が官報に公示された時点で国際市場に存在するものの、機関の正当な調達の要求を満たすためその機能又は主要な物理的特徴を相当程度改造する必要がある電気通信機器若しくはサービスをいう。

「既製品又はサービス」とは、意見招請又は入札公告が官報に公示された時点で国際市場に存在する電気通信機器又はサービスをいう。

「特別に開発された製品若しくはサービス」とは、性能要求を満たす形で国際市場に存在してお

らず、特に機関の正当な調達の要求を満たすために、開発されなければならない電気通信機器若しくはサービスをいう。

附属書 1

中央政府機関

衆議院
参議院
最高裁判所
会計検査院
内閣
人事院
内閣府
宮内庁
公正取引委員会
国家公安委員会（警察庁）
個人情報保護委員会
カジノ管理委員会
金融庁
消費者庁
こども家庭庁
デジタル庁
復興庁
総務省
法務省
外務省
財務省
文部科学省
厚生労働省
農林水産省
経済産業省
国土交通省
環境省
防衛省

（注）上記の対象機関は、令和 5 年 4 月 1 日現在のもの。

附属書 2

措置の対象となるその他の機関

北海道旅客鉄道株式会社
四国旅客鉄道株式会社
日本貨物鉄道株式会社
日本たばこ産業株式会社
地方公共団体金融機構
沖縄振興開発金融公庫
株式会社日本政策金融公庫
株式会社日本政策投資銀行
株式会社国際協力銀行
社会保険診療報酬支払基金
放送大学学園
日本中央競馬会
農林漁業団体職員共済組合
消防団員等公務災害補償等共済基金
地方競馬全国協会
日本私立学校振興・共済事業団
日本郵政公社を承継した機関
成田国際空港株式会社
中間貯蔵・環境安全事業株式会社
東京地下鉄株式会社
国立大学法人
大学共同利用機関法人
東日本高速道路株式会社
中日本高速道路株式会社
西日本高速道路株式会社
首都高速道路株式会社
阪神高速道路株式会社
本州四国連絡高速道路株式会社
日本アルコール産業株式会社
自転車競技法に従い競輪振興法人として指定された法人
小型自動車競走法に従い小型自動車競走振興法人として指定された法人
全国健康保険協会
日本年金機構
株式会社日本貿易保険
独立行政法人国立公文書館

独立行政法人酒類総合研究所
独立行政法人大学入試センター
独立行政法人国立特別支援教育総合研究所
独立行政法人国立女性教育会館
独立行政法人国立科学博物館
国立研究開発法人物質・材料研究機構
国立研究開発法人防災科学技術研究所
独立行政法人航空宇宙技術研究所
国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構
独立行政法人国立美術館
独立行政法人教職員支援機構
国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所
独立行政法人家畜改良センター
国立研究開発法人国際農林水産業研究センター
国立研究開発法人森林研究・整備機構
国立研究開発法人水産研究・教育機構
独立行政法人経済産業研究所
独立行政法人工業所有権情報・研修館
国立研究開発法人産業技術総合研究所
独立行政法人製品評価技術基盤機構
国立研究開発法人土木研究所
国立研究開発法人建築研究所
独立行政法人自動車技術総合機構
国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所
独立行政法人航空大学校
国立研究開発法人国立環境研究所
独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構
独立行政法人統計センター
独立行政法人造幣局
独立行政法人国立印刷局
独立行政法人水資源機構
独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構
国立研究開発法人科学技術振興機構
独立行政法人国際協力機構
独立行政法人福祉医療機構
独立行政法人農畜産業振興機構
独立行政法人北方領土問題対策協会
独立行政法人国民生活センター
国立研究開発法人理化学研究所

独立行政法人国際交流基金
独立行政法人日本芸術文化振興会
独立行政法人日本学術振興会
独立行政法人日本スポーツ振興センター
独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園
独立行政法人農業者年金基金
独立行政法人日本貿易振興機構
国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構
独立行政法人国際観光振興機構
独立行政法人労働政策研究・研修機構
独立行政法人勤労者退職金共済機構
独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構
独立行政法人環境再生保全機構
独立行政法人日本学生支援機構
国立研究開発法人情報通信研究機構
独立行政法人国立高等専門学校機構
独立行政法人大学改革支援・学位授与機構
独立行政法人国立病院機構
独立行政法人中小企業基盤整備機構
独立行政法人都市再生機構
独立行政法人奄美群島振興開発基金
国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構
独立行政法人国立青少年教育振興機構
独立行政法人海技教育機構
年金積立金管理運用独立行政法人
独立行政法人労働者健康安全機構
国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構
独立行政法人住宅金融支援機構
独立行政法人国立文化財機構
独立行政法人農林水産消費安全技術センター
国立研究開発法人国立がん研究センター
国立研究開発法人国立循環器病研究センター
国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター
国立研究開発法人国立国際医療研究センター
国立研究開発法人国立成育医療研究センター
国立研究開発法人国立長寿医療研究センター
独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構

(注) 上記の対象機関は、令和5年4月1日現在のもの。

附属書 3

対象となる電気通信機器及びサービスの分類

I. 電気通信機器

本措置において、電気通信機器とは、すべての種類の端末機器、交換機、伝送装置、無線通信装置、通信ケーブルをいい、特定の電気通信機器が排除されることはない。例えば、以下の機器を含む。

1. 端末機器

電話機、ファクシミリ

2. 交換機

P B X、パケット交換機

3. 伝送装置

多重化装置、モデム、D S U

4. 無線通信装置

基地局装置、中継／受信／増幅装置、アンテナ、デジタル無線、ページャーを含む無線
端末装置

5. 通信ケーブル

光ファイバー・ケーブル、銅ケーブル

II. 電気通信サービス

本措置における電気通信サービスは以下のものをいう。

1. 上記 I. の機器に係る

- (1) 運用・保守サービス
- (2) システム・インテグレーション
- (3) カスタム・ソフトウェア開発
- (4) ネットワーク管理・運用
- (5) コンサルティング、マネジメント又は分析・調査

2. その他サービス

- (1) 電子メール
- (2) ボイス・メール
- (3) オンライン情報・データベース取り出し
- (4) E D I
- (5) 高度・付加価値ファクシミリ
- (6) コード・プロトコル変換

(7) オンライン情報・データ処理

(注) 2. (1) ~ (7) は、改正協定の附属書 I 日本国の付表 5 の分類による。

3. 将来生じる新たな高度又は付加価値サービスは、措置の対象に含めることとする。「高度又は付加価値サービス」とは、第 1 種事業者の伝送設備を使用し、以下のようなコンピュータ処理を使用するサービスのことである。

- (1) 伝送される加入者の情報の内容、コード、プロトコルもしくは加入者が伝送するそれらに類似の部分の変換を行うサービス。(単にネットワークの利益だけのために行われる変換はこの定義の範囲には含まれない。)
- (2) 加入者に付加的な、異なった、若しくは再構成された情報を提供するサービス。
- (3) 蓄積された情報に対する加入者の相互作用を伴うサービス (受信者への情報の蓄積及び自動配信サービスは、そのサービスが上記 3. (1) 及び (2) に記された処理を含んでいるか、もしくは蓄積配信機能が送信又は受信者に対して付加価値を提供している限り認められる。)

日本の公共部門における医療技術製品及びサービスの調達に関する措置

I. 一般方針

1. 日本の公共部門における医療技術製品及びサービスの調達に関する本措置（以下「措置」という。）の目的は、内外無差別、透明、公正、競争的かつ開放的な政府調達手続を確保することにある。この目的を達成し、日本の公共部門の調達における競争力ある外国の医療技術製品及び医療技術サービス（以下「医療技術製品及びサービス」という。）の調達拡大を意図して、日本国政府（以下「政府」という。）は以下で定める措置を実施する。
2. 措置は、2012年3月30日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定（以下「改正協定」という。）が要求する事項に加えて実施されるものであり、また、措置の実施にあたっては改正協定との整合性が確保される。
3. 措置は、10万SDR以上のすべての下記X. に定義された医療技術製品及びサービスに関し、附属書1及び2に掲げる機関（これらの機関のすべての病院を含む。以下併せて「機関」という。）による購入、リース、レンタル、割賦その他のすべての契約手段による調達に対して適用される。
4. 措置の実施にあたっては、機関は、それらの国籍にかかわらず、最も適切な競争力ある医療技術製品又はサービスによりその必要を満たすべきことを認識する。この目的のため、措置の附属書1及び2に特定されている各機関の長は、病院の調達担当官を含むその管轄下のすべての調達担当官に対し通知を発出する。右通知は、そのようにして行われる調達が措置の実施に際して前向きで有益なものとなるとの理解の下、これらの調達担当官が基準額を考慮することなく、すべての調達において競争力ある外国の医療技術製品及びサービスの調達に対して公正で内外無差別かつ前向きな考慮を払うよう勧奨する。また、右通知は、この関連において、その管轄下にある病院その他の下位組織に対して、外国供給者からの要望に基づき、当該外国供給者とその組織の調達担当官とのアポイントメントや接触の手助けを行うよう依頼する。

I I. 内国民待遇及び内外無差別

1. 措置が適用される調達に関して、政府は、外国の製品及びサービス並びに外国の供給者であって外国の製品及びサービスを提供する者に対し、次の待遇よりも不利でない待遇を与える。
 - (1) 国内の製品及びサービス並びに供給者に与えられる待遇
 - (2) 当該外国以外の外国の製品及びサービス並びに供給者に与えられる待遇
2. 措置が適用される調達に関して、政府は、次のような取り扱いをしない。
 - (1) 国内に設立された供給者を当該供給者が有している外国企業等との関係（所有関係を含む。）の程度に基づいて、国内に設立された他の供給者より不利に取り扱うこと
 - (2) 国内に設立された供給者を、特定の調達に関し、当該供給者により供給される製品又はサービスが外国の製品又はサービスであることに基づき差別すること

I I I . 措置の対象となるすべての調達に適用される方針及び手続

1. 将来の調達計画

機関は、措置の対象となる医療技術製品及びサービスの調達情報（①機関名及びその住所、②調達の内容（名称、数量等）、入札公告の予定時期）を、年度の可能な限り早い時期に官報で公示し、供給者が資料、意見その他の調達に必要な情報を提出することを招請する。機関は、供給者から提出された情報に対して十分な考慮を払う。官報で公示された調達関連情報については、第V I 章1. で定める機関の窓口において閲覧に供する。ただし、本項の公示以前に入札公告又は下記5. の意見招請を行っている場合は、本項の情報提供は省略できる。

2. 一般的必要事項

2. 1 機関は、医療技術製品又はサービスの調達が必要となった場合、最大限可能な限り競争を促進することを目的として、また機関が取得可能な最も適切な医療技術製品又はサービスによりその必要を満たすことを確保するために、調達計画を立てるとともに必要に応じ市場調査を行う。
2. 2 機関の予算要求に関して何れの供給者にとって利用可能とされた情報も、無差別に利用可能とされる。機関は、予算要求の作成及び仕様の作成の開始から、入札説明書の発行及び契約の落札に至るまでの調達の如何なる段階においても、当該供給者を他の供給者より優遇することになるような事前情報をいかなる供給者に対しても与えない。機関は、すべての内外の供給者に対し、すべての入札前情報に対する平等なアクセスを与えるとともに入札前の活動への参加に平等な機会を提供する。機関は、入札前段階で入手した情報を供給者を排除するために用いない。
2. 3 機関は、調達される医療技術製品及びサービスの技術、予算、仕様、機能又はその他の側面について話し合われる技術委員会、諮問グループ、研究会その他同様の会合が設置される場合には、すべての供給者に対し平等に参加するための機会を与えることを確保する。
2. 4 供給者の資格の審査
 - (1) 機関は、入札手続における供給者の資格審査に際し、外国の供給者の間又は国内の供給者と外国の供給者との間に差別を設けない。
 - (2) 機関は、入札手続への参加のためのいかなる条件も、供給者が当該入札に係る契約を履行する能力を有していることを確保するために不可欠なものに限定する。
 - (3) 機関は、毎年、資格審査のための招請を官報に公示する。これには入札参加のための客観的かつ特定された資格要件が示される。
 - (4) 供給者が資格を有するか否かを決定するにあたり、機関はその自己資本額及び国外での営業も考慮する。
 - (5) 機関は、特定の調達のために入札公告がなされた後の機関を含め、如何なるときも供給者が資格を得られる機会を与える。資格の有効期間は次の定期審査までの期間とする。但し、定期審査で資格を得た場合には、資格は2年又はそれ以上とする。
 - (6) 機関は、供給者に対して資格審査の結果を書面で通知する。供給者が資格を得られない場合、機関は当該供給者に対して、資格が無いとした理由及び資格が得られない旨の通知

を受け取ってから7日以内にさらなる説明を要請する資格がある旨通知する。

2. 5 機関は、調達のための調査や設計サービスを請け負った供給者又はその関連会社が、当該関与によって競争上の不公正な利点を享受する場合には、入札過程に参加することを認めない。ただし、措置に定める意見招請手続を採ることとされている調達の契約に当該サービスが含まれる場合にはこの限りでない。
2. 6 機関は、前の契約を引き続く契約は、措置に定める手続に従う別個の調達として扱う。措置に定める手続に従って結ばれた契約における選択又は更新規定の運用の結果として結ばれた契約は、引き続く契約とはみなされない。
2. 7 機関は、
 - (1) 措置の適用を避ける目的又は特定の供給者を利する目的で調達計画を準備、立案してはならない、
 - (2) また、第I章で定める基準額未満に契約額を引き上げる目的で調達契約を分割してはならない。
2. 8 機関は、
 - (1) 調達契約の評価を改正協定及び措置に合致する形で行い、当該調達契約が措置の対象となるかどうかを判断するに当たって改正協定及び措置を遵守する。
 - (2) 措置の適用を避けることを目的として、特定の契約額算出方法を採用しない。

3. 入札手続

3. 1 機関は、医療技術製品及びサービスの調達について、最大限可能な限り、一般競争入札手続を用いる。
3. 2 政府は、その機関の入札手続が、
 - (1) 無差別に適用され、
 - (2) 競争を減ずる効果をもたらす形で、特定の供給者に特定の調達に関する情報を提供せず、
 - (3) 措置の規定に合致することを確保する。

4. 随意契約の制限

4. 1 機関は、随意契約の利用を縮減する。
4. 2 競争的調達が政府調達に係る政策及び慣行の基礎となっていることから、随意契約は、改正協定において正当化される例外的な場合にのみ使用され、国内又は外国の医療技術製品及びサービスの供給者を優遇又は排除するため、或いは措置の内容、趣旨又は目的に矛盾する態様で用いられない。
4. 3 機関は、競争に付したが入札が無い場合、再度の入札をしたが落札者が無い場合、極めて緊急を要する場合又は公募を経た場合を除き、措置の対象となる随意契約による調達案件につき、契約の少なくとも40日前に以下の事項を官報に公示する。
 - (1) 当該調達案件の概要（調達数量を含む）
 - (2) 契約予定日
 - (3) 随意契約とした改正協定上の理由
 - (4) 随意契約が予定される相手方と協議が開始されている場合には、当該協議を開始してい

る者の名称

5. 意見招請

5. 1 資料提供招請

機関は、契約額が38.5万SDRを超えると見込まれる調達については、急を要する場合、改正協定に規定する限定入札（随意契約）に該当する場合、不落となり、再度、同一内容の入札を行う場合及び技術的対話を経た一般競争入札に該当する場合を除き、年度開始又は年度開始前の可能な限り早い時期に次の措置をとるものとする。また、契約額が38.5万SDR以下になると見込まれる調達については、機関は、供給者からの資料等の提出を求めなければ適切な仕様等を決定することが困難であると決定する場合には、次の措置をとることができる。

- (1) 機関は、予定される調達案件に係る基本的な要求要件に関する資料その他必要な情報の提供招請につき官報に公示を行うとともに、供給者の要請に応じその写しを提出する。当該公示が行われた場合、供給者は、機関による資料提供招請が行われている当該調達に関する当該機関の実際の調達必要性について資料及び意見を提出することができる。
- (2) 官報の公示には、以下の事項を明らかにする。
 - (イ) 調達機関名及び連絡先
 - (ロ) 調達の概要（名称、数量及び調達に必要とされる基本的な要求要件）
 - (ハ) 資料等の提供期限
- (ニ) 説明会を開催する場合にはその旨の注記
- (3) 上記（ハ）の提出期限は、急を要する場合を除き、資料等の提供招請の公示の翌日から起算して少なくとも45日以降の日とする。
- (4) 上記（2）の公示についての修正又は追加を行う場合、機関は同時に資料等の提出招請に応じた全ての供給者に当該修正又は追加の情報を提供する。当該修正又は情報が上記（ロ）の調達の概要である場合、供給者が当該修正や情報について十分検討し、対応できるよう少なくとも30日を提供する。

5. 2 仕様書案に対する意見招請

機関は、(1) 改造された製品若しくはサービス又は特別に開発された製品若しくはサービスの調達、(2) 単価500SDR以下の製品又はサービスを大量購入する場合を除く38.5万SDRを超える既製品又はサービスの調達、或いは(3) その他の機関が自らの判断により意見招請を必要とする調達につき、改正協定に規定する限定入札（随意契約）に該当する場合、不落となり、再度、同一内容の入札を行う場合及び技術的対話を経た一般競争入札に該当する場合を除き、関心のある供給者が当該機関が作成した仕様書の案につき意見の提出を行うことができるよう、次の措置をとるものとする（供給者は、仕様書の案に加え、調達費用の見積もりに関する供給者の意見を含め、その他の技術情報又はその他の調達関連事項について資料及び意見を提出することができる）。ただし、急を要する場合においては、具体的理由を意見招請の公示に明記して、供給者の対応が可能と認められる範囲で期間を短縮することができる。この場合、期間短縮を図っても対応出来ない緊急の事情がある場合には、上記の規定に関わらず、下記（イ）－（ニ）の一部又は全部を省略することができる。ただ

し、その場合には、入札公告において具体的理由を明記する。

(イ) 機関は、入札広告（公示）の予定日の少なくとも４５日前に、官報に仕様書の案の作成が完了した旨を公示する。また、供給者の要請に応じ、意見招請の写しを速やかに送付する。

(ロ) 仕様書の案の作成が完了した旨の公示においては、以下の事項を明かにする。

- ① 調達の内容（名称、数量）
- ② 仕様書案の入手先
- ③ 意見提出の期限
- ④ 調達機関名及び連絡先
- ⑤ 仕様書案説明会を開催する場合にはその日時及び場所

(ハ) 上記③の意見の提出期限は、意見招請の公示の翌日から起算して少なくとも３０日以後の日とする。

(ニ) 機関は、意見招請の公示において明らかにした仕様書の案が関心のある供給者からの意見の提出により改善が必要であると認め、仕様書の案を変更する場合には、当該調達案件に関心を表明した内外の全ての供給者に当該変更の内容を通知する。この場合において、提出期間については、供給者が当該変更の内容や情報について十分に検討し、対応できるよう入札公告の公示前に十分な期間を提供する。

6. 技術仕様

6. 1 機関は、技術仕様を定めるに当たり、適当な場合には、

- (1) デザイン又は形状の特徴よりも性能の観点から具体的に記し、また、
- (2) 国際規格が存在する場合にはこれに基づくものとし、それ以外の場合には国内強制規格又は認められた国内任意規格に基づくものとする。

6. 2 機関は、性能基準を規定するために必要最低限の詳細を記した技術仕様を作成する。機関は、性能基準に必須でない特徴は要求しない。

6. 3 機関は公平な方法で仕様を作成する。機関は外国の供給者を含むいかなる供給者に対しても障壁を設ける意図をもって、技術仕様を立案、制定又は適用しない。当該調達が既存システムの代替又は既存システムとの接続のために行われる場合には、仕様は競争に障害をもたらすように策定されない。

6. 4 機関は、次の場合を除き、調達の仕様作成に直接関与したいかなる供給者も入札過程に参加することを認めない。

- (1) 第ⅡⅡ章 5. の意見招請に従い供給者が意見を提供する場合であって、このような参加の結果がいかなる供給者に対しても不公正な競争上の利点とならない場合
- (2) 機関が仕様の準備又は仕上げの過程を管理し、公正かつ無差別に進め、また、すべての供給者に情報及び支援の提供につき同等の機会を与えているという状況の中で、供給者が機関に情報若しくは支援を提供する場合
- (3) 供給者が機関の要請に応じて、自らの製品に関する仕様又はデータを提供する場合であって、すべての供給者に対して、平等かつ無差別に、参加する機会又は製品に関する仕様若しくはデータを提供する機会が与えられる場合

6. 5 機関は、特定の商標、商号、特許、デザイン若しくは形式又は産地若しくは生産者若しくは供給者を特定せず、当該案件の説明においてこれらに言及しない。ただし、これらを用いなければ十分に明確な又は理解しやすい当該要件の説明を行うことができない場合に、その入札説明書に「又はこれと同等のもの」というような文言を付すときは、この限りでない。

7. 入札公告

7. 1 機関は、特別の事情が無い限り入札期限の少なくとも50日前、また如何なる場合にも少なくとも40日前に入札公告を行うことにより、あらゆる供給者に調達に参加するよう呼び掛けるものとする。
7. 2 機関は、すべての入札公告を官報公告後速やかに、第V I 章1. で定める機関の窓口で閲覧に供する。
7. 3 入札公告は、供給者が当該調達に参加するか否かに関する決定を行うため、次の情報を含め、必要かつ十分な情報を含める。
- (1) 調達案件
 - (2) 入札の評価方法
 - (3) 入札説明書の入手場所
 - (4) 入札前説明会が開催される場合にはその日時及び場所
 - (5) 入札書の受領期限及びあて先
7. 4 機関は、入札公告から入札受領期限までの間に、公告内容を修正する場合には、修正した内容を速やかに官報に公示すると共に第V I 章1. で定める機関の窓口で閲覧に供する。

8. 入札説明書

8. 1 機関は、自らの必要性を供給者に伝え、供給者より入札を招請するために、入札説明書を使用する。
8. 2 機関は、平等な機会が無差別にすべての供給者に提供されることを確保するために公平な方法で、入札説明書（総合評価方式を使用する場合には評価基準を含む。）を作成する。
8. 3 機関は、入札説明書の作成過程において、措置に定める手続に従う場合を除き、特定の供給者から、当該供給者を他の供給者より優遇することになるようないかなる形の支援も受けない。
8. 4 供給者に提供される入札説明書には、供給者が有効な入札を行うために必要なすべての情報（調達計画の公示において公表すべき情報（入札説明書に対して支払うべき金額及びその支払条件を除く。）及び次の事項に関する情報を含む）が記載される。
- (1) 入札書を送付すべき機関のあて先及び調達責任者の氏名
 - (2) 補足的な情報を要請する場合においてその要請を送付すべきあて先
 - (3) 入札書及び入札に係る文書の作成に用いる言語
 - (4) 入札の受領の最終日時及び入札書が受領される期間
 - (5) 開札に立ち会うことが認められる者並びに開札の日時及び場所
 - (6) 供給者に要求される経済上及び技術上の要件、資金上の保証並びにその他の情報又は文書

- (7) 要求される製品又はサービス及びこれに関する要件についての完全な説明（技術仕様、適合性の説明、必要な設計図、図案及び解説資料を含む。）
- (8) 落札決定に際しての全ての基準（評価に際して重要度に応じて重み付けされた項目及びその細項目、考慮すべきその他の全ての要素。右は輸送費、保険料及び検査費等入札価格を評価する際に含める費用の要素を含む。）
- (9) 支払条件
- (10) 入札前説明会が開催される場合にはその日時及び場所
- (11) その他の条件

8. 5 機関は、

- (1) 入札説明書を入札公告時に用意する。
- (2) 供給者からの要請に応じ、入札説明書を速やかに送付する。
- (3) 入札の手續に参加する供給者からの当該入札説明書に係る情報についての合理的な要請に速やかに応じる。ただし、その情報は、競争者よりも当該供給者を落札に関し有利とするものであってはならない。
- (4) 仕様、基準及び入札説明書におけるその他の条件を含め、入札説明書の準備に関する供給者とのやり取りを機関に対して不必要な責務を課すことになる場合を除き、速やかに記録に留める。

9. 入札前説明会

- 9. 1 機関は、第ⅠⅡ章5. に規定する意見招請の手續を採ることとされている調達を行う場合には必要に応じ、入札公告に定めた入札受領期限の少なくとも30日前に、調達に関する入札前説明会を開催する。当該説明会では、当該調達案件の技術面、管理面等について、当該機関と供給者が直接やりとりを行う機会を設けることや、全ての供給者が入札に関する情報を得るための均等な機会を設けることも行われる。
- 9. 2 機関は、入札前説明会への出席を入札応募の前提条件とせず、入札の評価に当たって考慮しない。

10. 入札の評価

- 10. 1 機関は、入札を評価し供給者を選定する際には、以下を意図した選定手續を使用する。
 - (1) 競争の最大化
 - (2) 入札説明書、評価、選定の複雑な面の最小化
 - (3) 供給者が提出した入札に対して中立的かつ包括的な評価の確保
- 10. 2 機関は、入札を行うすべての供給者に対して公平な取扱いが確保されるよう透明性のある方法で入札を評価する。機関は、技術評価を実施する場合、入札手續におけるすべての供給者にとって同じ条件の下で実施し、また、同じ審査基準を適用する。当該審査基準は供給者から要請がある場合には直ちに明らかにされなければならない。
- 10. 3 いかなる機関も、特定機能病院又は他の病院又は研究所において高度先進医療制度の一部として使用されている、又は使用が受け入れられている機器につき、当該機器が入札説明書に定める仕様を満たす場合、当該機器を供給する供給者による提案を有効な入札として検

討することを拒否しない。

10. 4 機関は、次のとおり入札を評価する。

- (1) 機関は、(イ) 改造された製品若しくはサービス又は特別に開発された製品若しくはサービスの調達、或いは(ロ) 単価500SDR以下の製品又はサービスを大量購入する場合を除く38.5万SDRを超える既製品又はサービスの調達について、総合評価方式の使用により入札の評価と契約を行うものとする。ただし、大幅な仕様の変更がなく、期間の延長等を行う場合を除くものとする。機関は、その他の調達においても、自らの判断により、総合評価方式を使用することができる。
- (2) 上記(1)に定める総合評価方式の使用を選択する場合を除き、入札は仕様に示された特定の技術及び他の評価基準を満たすか否かで評価され、評価基準を満たすものの中で最低価格の応札を行った者が落札する。

10. 5 機関は総合評価方式に基づいて入札の評価を行う場合には、以下の手続を適用する。

- (1) 機関は、機関にとっての総合的最大価値に基づいて入札を評価する。この評価は、機能的及び性能的要因、価格、その他入札説明書に特定された要因のみを考慮して決定する。機関は、入札説明書に記載された相対的重み付けを評価基準に適用する。また、価格／コスト評価は調達の全ライフ・サイクルコストに基づかせることが出来る。
- (2) 機関は、落札のための評価手続の一部として原型（プロトタイプ）の臨床試験を義務づけることができる。ただし、かかる要件が入札説明書の中で定められ、臨床試験が公正かつ公平な手段で行われることが条件とされる。
- (3) 機関は、総合評価方式を使用する場合、公式に入札説明書を修正し、当初と同じ方法で同じ供給者に対し、修正後の入札説明書を提供しない限り、評価項目及びこれらの項目の特定の調達における相対的重み付けを変更しない。
- (4) 機関は、評価手続が終了した後、現実的な範囲で可能な限り速やかに落札を行う。
- (5) 機関は、入札の評価及び全ての評価項目の得点及び落札決定に責任を有する関係者氏名を含め、入札の評価及び落札結果を直ちに記録に留める。

10. 6 如何なる供給者も入札後にその内容を修正することは認められない。

11. 1. 落札情報

- 11. 1 機関は、評価手続の終了後できる限り早く落札者を決定し、選定結果と落札価格を官報に公示すると共に落札者とされなかった入札者に対し速やかに当該情報を通知し、第V I章1. で定める機関の窓口で閲覧に供する。
- 11. 2 機関は、落札できなかった供給者から要求があった場合、選定されなかった理由、落札した供給者の名前及び総合評価方式が使用された場合には落札の相対的な利点を速やかに提供する。
- 11. 3 機関は、11. 2に従って提供する情報を含め、
 - (1) 供給者の営業上の秘密、製造過程、知的財産、その他商業上の秘密を第三者に開示せず、また、
 - (2) 供給者の正当な商業上の利益又は供給者間の公正な競争を損なうような情報を第三者に提供しない。

1 2. 落札後の契約修正

契約価格を10%以上引き上げる契約範囲の修正は、新たな調達として、措置に定める手続を適用する。ただし、大幅な仕様の変更がなく、期間の延長等を行う場合を除くものとする。

I V. 法令上の要件

1. 機関は、政府調達であることを理由として、医療技術製品及びサービスの調達に関して、供給者に対し法令に基づく以外の規制を課さない。
2. 措置は、医療機器及び医薬品の市場指向型・分野別アレンジメント及びそのフォローアップ措置（以下併せて「MOS S」措置という。）に加えて実施されるものであり、またMOS S措置に優越しない。措置とMOS S措置との間に対立が生じる場合にはMOS S措置が取られる。

V. 補助的措置

1. 調達情報の提供方法の改善

機関は、医療技術製品及びサービスの政府調達に関心を有する内外の供給者の利便に資するため、「政府調達手続に関する運用指針」（平成26年3月31日関係省庁申合せ）6. で示された手続を最大限活用する。

2. 措置のフォローアップ

措置の効果的実施を確保する観点から、以下を含む具体的方策を検討するためのフォローアップの場を設ける。

2. 1 政府は、複数の機関によって調達される医療技術製品及びサービスの調達に関し、無差別かつ簡略化された仕様を作成するための標準的なマニュアルを研究するための委員会を設置する。
2. 2 政府は、実行可能な範囲内で、全ての機関によって使用され措置との整合性を有する医療技術製品及びサービスの入札説明書の標準的なフォーマットを作成するための委員会を設置する。
2. 3 研修

政府は、特に仕様の作成を含む措置の実施に関して、機関の調達担当者に対する研修プログラムを設ける。

3. 調達に係る会合等

政府は公式、非公式にかかわらず、民間のみ又は政府と民間の関係者が参加する医療技術製品又はサービスの公共部門における調達に主として関係する委員会又は同様な会合を発足させる場合には、当該会合の発足に係る情報を官報に公示する。

V I. 基準額如何にかかわらず全調達の情報に関する規定

機関は、基準額如何に拘らないすべての医療技術製品及びサービスの調達につき本項に定める以下の行動を取る。

1. 機関は、全ての医療技術製品及びサービスの調達に関する情報を提供するために一つの中央窓口を設ける。機関は、更に、機関の施設の適当なその他の窓口で可能な範囲の情報を提供する。
2. 機関は、医療技術機器及びサービスの調達の責任を有する調達担当官のリストを作成し、公表するとともに第V I 章1. で定める機関の窓口で閲覧に供する。
3. 措置の適用を受ける各病院は、毎年、当該年度に予想される医療技術製品及びサービスの調達について、非消耗品及び消耗品に区分して、各々上位10品目の調達数量（数量による表示が適当でない場合には、金額）につき書面によりその見通しを公表し、上記1. で定める機関の窓口において閲覧に供する。政府は、この見通しのために用いられる品目分類についてのガイドラインを策定する。
4. 会合
 4. 1 機関は、機関の調達実施に当たる職員及び内外の供給者を対象とし、機関の主たる短期的調達計画及び予算上の留保を付した上で、より長期的な調達の見通しについての情報につき話し合う年次会合を開催する。会合の開催は、当該機関が政府又は他の機関が設置する同様な会合に参加することで代替することもできるが、措置の対象となる医療技術製品及びサービスの前年度の調達額が200万SDR以上である機関は、当該機関による独自の会合を開催することとする。
 4. 2 機関は、上記4. 1の会合を実施する場合、会合の少なくとも30日前に官報に会合の公示を行う。
5. 機関は、以下を行う。
 - (1) 調達実施にあたる担当官に対し、外国及び国内の供給者の要請に応じて面会し、質問及び懸念に応えるよう助言する。
 - (2) 同担当官に対するアクセスに関し、内外の供給者を差別的に取り扱うことがないよう確保する。

V I I . 不公正な入札

1. 不当廉売の禁止を含む独占禁止法規定に整合的な入札に基づいて医療技術製品及びサービスの調達を行うことが政府の政策であることに鑑み、機関は反競争的慣行に対処する適切な措置を講ずる。
2. 供給者が、価格又はその他の点に関し、公正な競争を不法に阻害する入札を行った場合には、機関は、この入札全体を無効とみなし、落札の際に当たって当該入札を考慮の対象にしない。
3. 機関は、前記2. に言及される入札を行ったいかなる供給者も当該医療技術製品及びサービ

スの調達に再度入札する資格はないものとみなし、また、機関は右供給者の名前を公表する。

4. 機関は、その調達（調達仕様書の作成を含む。）に関連し、公正な競争を阻害する慣行の存在を示すような情報を得た場合は、当該機関は、公正取引委員会が適切と判断する措置を発動することが出来るよう、かかる情報を適時に同委員会に対し提供する。

5. 前記の目的のために、機関は、公正取引委員会に対し、独占禁止法違反の可能性のある行為に関する情報の発見及び交換の手続を容易にするための連絡担当者名を提供する。

V I I I . 都道府県及び政令指定都市への勧奨

政府は、都道府県及び政令指定都市に対して、20万SDR以上の調達については、地方の実情及び関連法令の規定を踏まえ、本件措置に準じた必要な措置を原則として採るよう勧める。

なお、20万SDR以上の調達に係る苦情処理については、政府は、都道府県及び政令指定都市に対し、所要の処理体制の整備を検討するよう勧める。

I X . 措置の実施状況のレビュー

政府は、措置が適用される調達に関し、措置が医療技術製品及びサービスの調達の無差別性、透明性、開放性、競争性及び公正さの向上にどの程度資しているかを評価し、更に措置の実施における具体的問題に対処することを目的として措置のレビューを実施する。関係者会議は、毎年1回開催することとし、必要に応じ適宜開催する。同会議の事務は内閣官房副長官補が所掌する。同会議においては、統計等の関連情報を活用し、措置の実施状況及び供給者の活用状況を点検するとともに、内外企業・団体からの意見を聴取する機会も設ける。

X . 定義

措置の目的のため、

「日」とは、暦の上の日をいう。

「国内に設立された供給者」とは、その資本の出处如何に拘らず、日本国内に設立された供給者をいう。

「医療技術製品」とは、薬事法施行令別表第1に掲げる器具器械、医療用品及び歯科材料のうち動物用に用いられるものを除いたものをいい、薬事法第2条第13項に規定される体外診断用医薬品を含む。

「医療技術サービス」とは、「医療技術製品」及び専ら「医療技術製品に用いるソフトウェア」の設計をいう。

「供給者」とは、入札公告に応じて製品又はサービスを提供した、または提供が可能な者をいう。

「関連会社」とは、(a) 調査や設計サービスを請け負った供給者が他方を支配している又は支配されている会社、若しくは、(b) 調査や設計サービスを請け負った供給者を支配している会社に支配されている別の会社をいう。この場合、「支配」とは、当該関連会社が株式会社である場合、その発行株式の総数の過半数に当たる 株式を有すること、当該関連会社が有限会社である場合、その資本の過半数に当たる出資口数を有することをいう。

「改造された製品若しくはサービス」とは、意見招請が官報に公示された時点で国際市場に存在するものの、機関の正当な調達を要求を満たすためその機能又は主要な物理的特徴を相当程度改造する必要がある医療技術製品若しくはサービスをいう。

「既製品又はサービス」とは、意見招請又は入札公告が官報に公示された時点で国際市場に存在する医療技術製品又はサービスをいう。

「特別に開発された製品若しくはサービス」とは、性能要求を満たす形で国際市場に存在しておらず、特に機関の正当な調達を要求を満たすために、開発されなければならない医療技術製品若しくはサービスをいう。

附属書 1

中央政府機関

衆議院
参議院
最高裁判所
会計検査院
内閣
人事院
内閣府
宮内庁
公正取引委員会
国家公安委員会（警察庁）
個人情報保護委員会
カジノ管理委員会
金融庁
消費者庁
こども家庭庁
デジタル庁
復興庁
総務省
法務省
外務省
財務省
文部科学省
厚生労働省
農林水産省
経済産業省
国土交通省
環境省
防衛省

（注）上記の対象機関は、令和 5 年 4 月 1 日現在のもの。

附属書 2

措置の対象となるその他の機関

北海道旅客鉄道株式会社
四国旅客鉄道株式会社
日本貨物鉄道株式会社
日本たばこ産業株式会社
日本電信電話株式会社
東日本電信電話株式会社
西日本電信電話株式会社
地方公共団体金融機構
沖縄振興開発金融公庫
株式会社日本政策金融公庫
株式会社日本政策投資銀行
株式会社国際協力銀行
日本郵政公社を承継した機関
国立大学法人
大学共同利用機関法人
全国健康保険協会
日本年金機構
株式会社日本貿易保険

独立行政法人国立公文書館
独立行政法人酒類総合研究所
独立行政法人大学入試センター
独立行政法人国立特別支援教育総合研究所
独立行政法人国立女性教育会館
独立行政法人国立科学博物館
国立研究開発法人物質・材料研究機構
国立研究開発法人防災科学技術研究所
独立行政法人航空宇宙技術研究所
国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構
独立行政法人国立美術館
独立行政法人教職員支援機構
国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所
独立行政法人家畜改良センター
国立研究開発法人国際農林水産業研究センター
国立研究開発法人森林研究・整備機構

国立研究開発法人水産研究・教育機構
独立行政法人経済産業研究所
独立行政法人工業所有権情報・研修館
国立研究開発法人産業技術総合研究所
独立行政法人製品評価技術基盤機構
国立研究開発法人土木研究所
国立研究開発法人建築研究所
独立行政法人自動車技術総合機構
国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所
独立行政法人航空大学校
国立研究開発法人国立環境研究所
独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構
独立行政法人統計センター
独立行政法人造幣局
独立行政法人国立印刷局
独立行政法人福祉医療機構
国立研究開発法人情報通信研究機構
独立行政法人国立高等専門学校機構
独立行政法人大学改革支援・学位授与機構
独立行政法人国立病院機構
独立行政法人中小企業基盤整備機構
独立行政法人国立青少年教育振興機構
独立行政法人海技教育機構
独立行政法人労働者健康安全機構
国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構
独立行政法人住宅金融支援機構
独立行政法人国立文化財機構
独立行政法人農林水産消費安全技術センター
国立研究開発法人国立がん研究センター
国立研究開発法人国立循環器病研究センター
国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター
国立研究開発法人国立国際医療研究センター
国立研究開発法人国立成育医療研究センター
国立研究開発法人国立長寿医療研究センター
独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構

(注) 上記の対象機関は、令和5年4月1日現在のもの。